

第六十二回 帝國議會院 兌換銀行券條例中改正法律案外三件委員會議錄(速記)第一回

委員會成立	木暮武太夫君	鈴木富士彌君	小川鄉太郎君	會 議	本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ
長ノ指名ヲ以テ左ノ通選定セラレタリ	山崎達之輔君	津雲國利君	山田助作君	勝 正憲君	日本銀行納付金法案(政府提出)
木暮武太夫君	磯部尙君	鈴木隆君	田中貢君	田中貢君	日本銀行參與會法案(政府提出)
鈴木隆君	田邊七六君	熊谷巖君	田中貢君	田中貢君	資本逃避防止法案(政府提出)
田子一民君	喜多孝治君	白城定一君	喜多孝治君	喜多孝治君	○山崎委員長 ソレデハ休憩前ニ續キ
八田宗吉君	難波清人君	加藤知正君	○金光投票管理者ハ委員長ノ互選ヲ行	木暮武太夫君	マシテ會議ヲ開キマス、先づ御誦リヲ
森田福市君	福市君	大山斐蹉磨君	○森田委員ハ投票ヲ用キス委員長ノ指	磯部尙君	致シマスガ、此委員會ニ兌換銀行券條
金光庸夫君	庸夫君	前田房之助君	名ヲ投票管理者ニ一任スヘシトノ意見	理 事 駒井重次君	例中改正法律案、日本銀行納付金法案、
鈴木富士彌君	正憲君	中村三之丞君	○金光投票管理者ハ森田君ノ意見ニ異	理 事 田中貢君	日本銀行參與會法案、資本逃避防止法
勝正憲君	正吾君	田中貢君	○山崎委員長ハ理事ノ互選ヲ行フヘキ	理 事 駒井重次君	ノデアリマスガ、一括シテ問題トシテ
山田助作君	重次君	大山斐蹉磨君	旨ヲ宣告ス	田中貢君	審議ヲ進メタイト思ヒマスガ如何デア
駒井重次君	正吾君	前田房之助君	○田中委員ハ理事ハ其ノ數ヲ五名トシ	勝正憲君	リマスカ
鈴木正吾君	正吾君	中村三之丞君	委員長ノ指名ニ一任スヘシトノ意見ヲ	正憲君	「異議ナシ」ト呼フモノアリ
同月六日(月曜日)午前十時三十一分委員長理事互選ノ爲委員參集ス其ノ氏名左ノ如シ	木暮武太夫君	木暮武太夫君	○山崎委員長ハ田中貢君ノ意見ニ異議	大藏大臣高橋是清君	○山崎委員長 ソレデハ御異議ハナイ
木暮武太夫君	木暮武太夫君	木暮武太夫君	○山崎委員長ハ田中貢君ノ意見ニ異議	大藏政務次官堀切善兵衛君	ト認メマス、ソレカラ質問ノ順序ハ先
磯部尙君	木暮武太夫君	木暮武太夫君	○山崎委員長ハ田中貢君ノ意見ニ異議	大藏省理財局長富田勇太郎君	此四法案ヲ一括致シマシテ、大體ノ
熊谷巖君	木暮武太夫君	木暮武太夫君	○山崎委員長ハ田中貢君ノ意見ニ異議	大久保慎次君	御質問ヲ先ニ願ヒマシテ、其後ニ逐條
田邊七六君	木暮武太夫君	木暮武太夫君	○山崎委員長ハ田中貢君ノ意見ニ異議	大藏大臣左ノ如シ	の御質問ハ御讓リヲ願フ、斯ウ云フ
中井一夫君	木暮武太夫君	木暮武太夫君	○山崎委員長ハ田中貢君ノ意見ニ異議	出席國務大臣左ノ如シ	コトデ進行ヲ致シタイト思ヒマスガ、
森田福市君	木暮武太夫君	木暮武太夫君	○山崎委員長ハ田中貢君ノ意見ニ異議	大藏政務次官堀切善兵衛君	是モ御異議ハゴザイマセヌカ
庸夫君	木暮武太夫君	木暮武太夫君	○山崎委員長ハ田中貢君ノ意見ニ異議	大藏省理財局長富田勇太郎君	「異議ナシ」ト呼フモノアリ
大山斐蹉磨君	木暮武太夫君	木暮武太夫君	○山崎委員長ハ田中貢君ノ意見ニ異議	大藏省銀行局長大久保慎次君	ス、ソレデハ通告ノ順ニ依リマシテ、
金光	木暮武太夫君	木暮武太夫君	○山崎委員長ハ田中貢君ノ意見ニ異議	大藏大臣左ノ如シ	付託議案
			議ヲ開クヘキ旨ヲ宣告シ休憩ヲ宣ス	出席政府委員左ノ如シ	兌換銀行券條例中改正法律案(政府提出)
			午前十時三十三分休憩	出席國務大臣左ノ如シ	日本銀行參與會法案(政府提出)
				出席政府委員左ノ如シ	資本逃避防止法案(政府提出)

質疑ヲ許スコトニ致シマス——田中貢君

○田中委員 資本逃避防止ノ法案ニ付
テ、先づ大體ヲ承リタイト思ヒマス、
本案ノ目的トスル所ハ、唯單ニ資本ノ
逃避ヲ押ヘル、斯ウ云フコトデアリマ
セウカ、ソレトモ今日ノ爲替相場ガ「ア
ブノーマル」ニナッテ居ルノヲ「ノーマ
ル」ニ戻サウト云フノデアリマセウカ、
私ハ後ノ方ト想像致シテ居ルノデアリ

○高橋國務大臣 是ハ爲替ノ安定ヲ目
的トスルノデハアリマセヌ、唯我國ノ
資本ガ——今日爲替相場ハ下リ、殊ニ
我國ニ於テ發行サレタ所ノ證券ノ值ガ
非常ニ下ッテ居リマス、採算上外國ニ於
ケル我國ノ證券ヲ買フ方ガ利廻ノ上ニ
於テ、内地ニ於テノ有價證券ニ投資ス
ルヨリハ利益ガ多イト云フ事實ガアル
ノデアリマス、ソレガ爲ニ資本ヲ外國
ヘ移スト云フコトガ今日行ハレテ居ル
ノデアリマス、固ヨリ今日デハサウ一
時ニ多額ノモノハ出マセヌケレドモ、
ヤハリ日々少額ナガラモ續イテ外債ヲ
買フヤウナ事實ガアルノデアリマス、
殊ニ銀行ニ依リマシテハ、日々外國ニ
於ケル我ガ公債其他ノ債券ノ市價ト云
フモノヲ印刷シテ、サウシテ配ッテ歩ク
ト云フヤウナ譯デアリマスカラ、自然

計サレルト多イ時ハ五萬弗位ニ達スル
弗カ三萬弗ト云フヤウナコトデアルト
云フコトヲ聞イテ居リマス、是ハ棄テ
テ置ケマセヌカラシテ、此内地ノ資本
ノ外國ニ移ルト云フコトヲ防止スルノ
ガ目的デアリマス、其間接ノ影響トシ
テ、或ハ爲替相場ニ響クコトガアルカ
モ知レマセヌガ、ソレハ此法案ノ目的
トスル所デハナイ

○田中委員 私ノ見ル所デハ、此法案
ヲ斯ウ想像シタノデアリマス、今日ノ
日本ノ國際貸借ハ商品ノ賣買トカ、運
賃トカ、サウ云フモノニ依ッテ動カサレ
ルノデナクテ、寧ロ資本ノ逃避ト云フ
ガ如キ「アブノーマル」ナ原因ニ依ッテ
動カサレテ居ル、ソレヲ元ニ戻スコト
ハ、經濟界ノ回復ノ前提條件ダトスウ
考ヘテ、此見地カラ本案ヲ御出シニナッ
タモノダト考ヘルノデアリマスガ、サ
ウデハナインデアリマスカ

○高橋國務大臣 サウ云フ考デハアリ
マセヌ、是ハ御承知ノ通リ今自國ノ力
デ爲替相場ヲ安定スルト云フコトハ、
殆ド各國共ニ其方ハ無イノデアリマ
ス、皆自國ノ力バカリデモ行カズ、外
國ノ貨幣ノ他ノ國ニ對スル價值ガ始終
動イテ居ル、サウ云フ情勢デアリマス
カラシテ、此法案ノ目的ハ爲替相場ノ
安定ト云フコトヲ目的トシタノデハナ

○田中委員 今日現ニ外國ニ在リマス
資本ヲ國內ニ取戻スコトガ、金融ノ方
面カラ見マシテモ、又日本ノ産業界カ
ラ見マシテモ、緊要ノ事ダト思フノデ
アリマスガ、第三條ハソレヲ目的トシ
タモノデゴザイマセウカ

○高橋國務大臣 成程、昨年ノ九月以
後ハ大分我國ノ資本ガ外國ニ移ツテ居
リマス、併シ其大部分ハモウソレドヽ
ノ費途ニ使ハレテ居ル今日、日本ノ人
ノ金デ外國ニ於テ有價證券等ノ形ニナ
ツテ居ルモノハサウ莫大ナモノデハナ
イ、ソレデ今之ヲ取寄セル必要ガアル
ト云フコトモアリマセウガ、ソレヨリ
尙深ク必要ヲ感ズルノハ、若シサウ云
フ外國ニ於テ我ガ資本ヲ所有シテ居
者ガアレバ、御承知ノ通リ我國デハ外
國ニ對シテ公債ノ元利拂ノ義務ガアリ
マス、是ガ貿易其他ノ關係ニ於テ十分
ニ支拂ハレテ行ケバ宜イノデゴザイマ
スケレドモ、其貿易等ノ關係ニ於テ收
支均衡ヲ得ナイ場合ニ於テハ、或ハ金
ヲ持出スト云フヤウナ場合ニナッテ來
地ノ人ガ放資シテ居ルモノガアレバソ
レヲ買取ツテ其用ニ充テル、斯ウ云フ考
デアリマス

ザット五億一千萬圓ト稱シテ居リマスガ、其金ガ少クトモ去年カラ今年ニ越シマシタ際ニハ、「キヤッショ」又ハ「キヤッシユ」ト看做サレルモノ、トヲ計算シテ倫敦ニ一億二千萬、「ニユーヨーク」ニ三億三千萬圓モアッタラウト思ヒマスガ——最近デハ亞米利加カラ英吉利ニ逃ゲテ行ツテ居ルト思ヒマス、此金ガラ今年一年デハ無クナラヌダラウト思ヒマス、マダ相當ニ現金ガ残ツテ居ルダラウト思ヒマス、其金ヲ内地へ取戻シマスコトガ、金融ノ梗塞ヲ除ク一番ノ要件ダシ、同時ニ輸入超過ヲコンナニ「アブノーマル」ニスルコトヲ押ヘルノニ一番大切ナル政策デハナイデセウカ、其點ニ付テノ御意見ヲ承ハリタイ、現在ドノ位金ガ海外ニアツテ、サウシテ此法案ヲ實施スレバドンナ影響ガアルカト云フコトモ、併セテ承ハリタイメデゴザイマス

會社ノ自國ノ資本ヲ日本ニ持ッテ來テ
使フテ居ツタモノガ、ソレヲ引上ゲタ、
ソレ故ニ今日外國銀行ナドデモ資金ニ
不自由ヲ感ジテ居ルノハ、ソレガ爲デ
アル、ソレヲ再ビ日本ニ持ッテ來ルヤウ
ニナルコトハ結構デアリマスケレド
モ、今日ノ亞米利加ナリ英吉利ナリ、
又日本ノ經濟狀態ニ於テハ不安ノ點ガ
アツテ、マダソレヲ持ッテ來ナイ、ソレヲ
ドンヽ持ッテ來タラ宜ササウナモノ
ダト云フヤウナコトデ、尋ねタ人モア
ツタラシイデスケレドモ、マダヽヽソコ
迄ハイカヌト云フヤウナ考デアリマス、
其金ハ少クトモ三億乃至四億アルダラ
ウト思フ

字ノ御示シヲ希望致シテ居リマスカラ
ソレガ出タ上デ申述ベマスガ、大藏大臣ハ無イト云フ御認メデセウカ、私共ハハツキリシタ數字ヲ出シテ貰ハナケレバ分リマセヌガ、ドウデセウカ
○高橋國務大臣 ソレハ其通リデアリマスガ、用途ガ定マッテ居リマス、例ヘバ政府トシテハ彼ノ南滿鐵道會社ノ政府ノ保證附ノ債券、政府ノ公債ノ肩代リ、是ガ此七月ニ償還期ガ來テ居リマス、日本ノ金ニシテ六千萬圓グラキアリマセウ、是ハ即チ向フニ既ニ支拂ヒノ用意ヲシテ居リマス、ソレカラ東邦電力會社、斯ウ云フモノガ矢張支拂ガ近ヅイテ居リマス、斯ウ云フモノハ總テ此際用意シテ居ルヤウナ次第デアリマス、其金マデ入レ、バ金高ガ多クナリマスケレドモ、使途ガキマッテ居リマスカラ、是ハモウ無イモノト見ナケレバナラス

ノ最大原因デハナイカ、ダカラドウシテモ在外資金ヲ押ヘマセヌト我國ノ經濟界ハ確乎タル基礎ノ上ニ置ケマセヌ、ソレデ此狀態ヲ何トカシヨウト云フノデナケレバ、本法ノ本旨ヲ沒スルコトニナリハシナイデセウカ

○高橋國務大臣　此法案ガ出マスト、總テ皆屆ケサセマスカラ、其時初メテ確カナ數字ガ分ルノデアリマス、併シ正金銀行ヲ經ズニ他ノ銀行ヲ經テ行クト云フノハ、所謂内地ニ於テノ銀行ト、其外國ニ支拂ノ義務ヲ有ツ會社ト關係ガアッテ、其銀行ガ爲替ヲ取扱フト云フヤウナモノハ、其期日ガ分ツテ居リマスカラ、或ハ「シンキング、フォンド」デ支拂フモノモアレバ、或ハ支拂期日ガ來テ全部拂フモノモアル、サウ云フヤウナ用意ハ出來テ居ルダラウト思ヒマス

○田中委員　尙防止案ニ付テモウーツ聽キタイノハ、第三條ニ損失ノ補償ノ規定ガアリマセヌガ、補償ノ規定ガナインデハ、第三條ハ事實上效果ガナイト思フ、政府ト日本銀行トノ間ニ損失補償ノ契約ガナケレバ、此條文ヲ實行出來マセヌ、尤モ他日平價ヲ切下ゲルナラ、損失ガ出ヌカモ知レヌガ、出ルカモ知レス、ダカラ其損失ヲ補償スル規定ガアリマセヌケレバ、日銀ニ在外資金ヲ買ハセルト云フコトハ、ドウ云

○高橋國務大臣 是ハ日銀ニ其手續ヲ爲サシメル、政府ガ買上ヲ必要ト認メル場合ニハ、即チ支拂ノ必要ガアルカラ買上ダル、ソレダカラ損失ハシナイ、爲替相場ノ損失ハ政府ガ持ツノデアリマス。

○田中委員 サウスルト今全部買上ダルト云フ意味デナクテ、必要ニ依ッテ其都度買上ゲルカモ知レヌ、斯ウ云フ事デアリマスカ

○高橋國務大臣 其意味デアリマスガ、一切拒ムコトノ出來ナイヤウニ、法律ハ出來テ居リマス

○田中委員 ソレダケノ大綱ヲ承ッテ置キマシテ、後ノ細カイ事ハ政府委員ニ聽キマシタ上デ、大藏大臣ニ最後ニ質問シタイト思ヒマス、次ハ日銀ノ問題ニ付キマシテ、大藏大臣ハ實際十億圓ハ入用ダト思ハレマスカ、ソレトモ一昨日承リマシタ所デハ、其金ハ各省所管大臣ガ使フト云フコトデアリマスガ、所管大臣ヲ見レバ皆最近御就任ニナッタ方バカリデ、大シタ御方針モ定マツテ居ナイダラウト思ヒマス、結局此難局ヲドウ切抜ケルカト云フコトハ、現内閣デハ高橋サン以外ニハ、見當ガ附々日本銀行ノ金ヲ使ハセテ、ドウ云フ風ニ此難局ヲ切抜ケラレル積リカト云フモノデアリマセウカ

○鈴木(富)委員 資本逃避防止法案ノ立法ハ洵ニ必要ナコトデアルト思ヒマス、昨年中資本投資ノ傾向ヲ見マスルト、外國銀行ヲ通ジテナシタモノガ可ナリ多イ、名前ヲ申スノハ如何カト思ヒマスガ、「ナショナル・シティー・バンク」又ハ上海、香港外二三ノ名前ガ出テ居ル、是ハ當然第一條ノ解釋ニ依ッテ拘束シ得ルモノト信ジマスルガ、ソレデ宜シウゴザイマスカ

○高橋國務大臣 サウデス

○鈴木(富)委員 其外國銀行ハ日本内地ニ在ル支店ノミヲ拘束スル、ソレカラ日本ニ本店ヲ有スル銀行、例ヘバ正金銀行ノ如キハ、是ハ外國ニ在ル支店マデモ拘束スル、斯ウ云フ風ニ解釋シテ宜シウゴザイマスカ

○高橋國務大臣 其通リ……

○山崎委員長 政府委員ガ見エテ居リマスカラ、田中君……

○田中委員 私ハ後ニシマス

○中村委員 政府委員ニ日銀參與會ニ付テ伺ヒタイ、日銀總裁ノ諮問機關トシテ參與制ヲ設ケラレルト云フ御趣旨デアリマスガ、既ニ日本銀行ニ於キマシテハ、正副總裁、理事、監事等ノ諸機關ガアリマス、此上ニ法案ノ示スヤウナ參與制ヲ新ニ設ケラレルト云フコトハ、其參與制ト云フモノガ、無權威デハナイカト私ハ思フノデアル、若シ

參與會設置ノ理由ニアリマスルガ如ク、日銀ノ行務ノ運用ヲ時宜ニ適セシメ、財界トノ連繫ヲ密接ナラシメルト云フナラバ、寧ロ日本銀行條例ヲ改正セラレマシテ、現在四人ノ理事ノ外ニ參與理事ヲ設ケラレテ、以テ日銀ノ管理ヲ全ウセラレルト云フノガ、或ハ妥當デハナカラウカト思ヒマス、參與理事制ヲ設ケズシテ、單ニ諮詢機關デアル參與制ヲ設ケラレタル理由ハ如何デアリ

風ナ趣旨カラ、之ヲ内部ノ理事ト云フ
風ナ格ニ致シマセヌデ、本案ニ出シテ
アリマスルヤウナ具合ニ、極ク有數ナ
人ヲ以テ充テタイト云フノガ、第一點
デアリマス、ソレカラ其次ニ理事ト云
フコトニナリマスト、執行機關ノ一部
ニナリマスノデ、日本銀行ノ行務ノ實
際ニ付テ責任ヲ執ル立場ニナリマス、
行政機關ニナリマス譯デス、今度ノハ
諦問機關デゴザイマス、大キナ問題ニ

一部ニ偏シタヤウナ感ジモアリマスノ
デ、サウ云フ意味デナク、モウ少シ之ヲ
國民的ニ本當ノ機關ト云フヤウナ意味
ニシナケレバナラヌ、斯ウ云フ意味カ
ラ言ヒマシテ、日本銀行出身者、其人左
バカリデヤッテ居タモノヲ、金融業者
モ、或ハ産業商工業者モ、サウ云フ所ノ
所謂大家、相當ナ大キナ人ヲ入レテ、其
ウシテ本當ニ國民經濟ノ爲ニ必要ナル
資金ノ供給ヲ、遺憾ナカラシムル此趣

付キマシテハ、無論責任ヲ執ラケレバナリマスマイガ、日々ノ行務ニ携ハラセルト云フ趣旨デハゴザイマセヌノデ、ソレ等ノ意味カラ見マシテモ、參與マセヌデ、日本銀行參與ト云フ風ナモニ致シマシタ譯デゴザイマス
○中村委員 世間デ斯ウ云フ風ニ傳ヘラレルノデアリマスガ、左様解釋シテ宜シウゴザイマスカ、即チ參與制ヲ説ケラレタルコトハ、保證準備擴張ヲ十億萬圓ト云フ思ヒ切ッタコトヲセラビタカラ、ソレニ對スルオ茶ヲ濁ス辯明的ナ施設デアルト言ハレテ居ルノデアリマスガ、サウ云フ風ニ解釋シテ宜シウゴザイマスカ

アリマス、決シテ十億圓ニシタカラ昌
ガ爲ニ何カ茲ニ小細工ヲ弄スル爲ニ、
斯ウ云フモノヲ置イタモノデハ決シテ
アリマセヌ

○中村委員 只今ノ御答辯デ了承致シ
マシタ、次ニ日本銀行ト財界トノ連繫
ヲ緊密ナラシメル爲ニ、參與制度ヲ本
藏大臣ガ任命スルト云フガ、私ハ大藏
大臣ノ外ニ商工大臣トカ、農林大臣ト云
カ、東京大阪ノ手形交換所ノ委員長ト云
フヤウナ者カラ成ル銓衡委員ニ依テ、
銓衡セラル、ト云フコトガ參與制設置
ノ御趣旨ニ適フモノデハナイカト思ヒ
マスガ、政府ニ於カレマシテハ、ドウ
云フ風ナ御考デアリマスカ

○堀切政府委員 只今ノ御説モ確ニ
案デアリマスガ、政府ハ大藏大臣ノ任
命デ、十分其意味ヲ盡セルト考ヘマシ
タ次第デアリマス

的ハ、聊、斯ウ云フ風ナ場合モ包含スル

ヤウナ意味ニ考ヘラレテ居リマシタ

ガ、相當ノ效能ハ現ハシテ居ルコトト

思ヒマスケレドモ、日本銀行ノ此制度

ニ之ヲ應用スルニハ至ラヌデアラウト

云フ風ナ意味カラ、別箇ニ參與制度ヲ

設ケマシタ譯デゴザイマス

○田中委員 今度ハ日本銀行ノ納付金

法案ニ付テ承リタイト思ヒマス、此制

度ニ依リマスト、ドノ位ノ配當ニナル

ノデアリマスカ、ヤハリ今ノヤウニ昭

和五年六年ヲ上期下期ニ分ケテ承リタ

イ

○大久保政府委員 先程申シマシタ數

字ハ、是ハ皆ヤハリ現在ノ狀態ヲ基準

ニシテ計算致シマシタ、皆ヤハリ配當

ガ出來マシテ、マア今度ノ案デ行キマ

スト云フト、第一ニ純益ノ中カラ割賦

金トシテ六分ヲ差引キマシテ、ソレカ

ラ最小限度ノ積立金額ヲ差引キマシ

テ、其殘リカラシテ二分ノ一ノ納付金

ヲ取リマシテ、之ヲ第一納付金ト云フ

順序ニナツテ居リマス、其殘額カラシテ

四歩ノ配當ヲ豫想致シテ居リマス、是

ハ必ず配當ニスルト云フ意味ヂヤアリ

マセヌガ、計算ノ順序上四歩ヲ計算致

シマシテ、其殘リカラシテ四分ノ三分

取ルト云フヤリ方ニナツテ居リマス、

今日マデ申上ゲマシタ假設ノ例カラ見

マシテ、皆一割ノ配當ガ出來マシテ、

尙ホ少シバカリ殘餘ガ残ルト云フ計算

○田中委員 一割ノ配當ハ高過ギヤシ

マセヌカ、是ハ堀切サンカラ承リタイ

ニ之ヲ應用スルニハ至ラヌデアラウト

云フ風ナ意味カラ、別箇ニ參與制度ヲ

設ケマシタ譯デゴザイマス

○堀切政府委員 必ズシモ高イト申ス

譯ニモ参ラヌト思ヒマス、外國ニモ一

割ト云フ例ハ少カラズアルノデアリマ

ス、又餘リ俄ニ是ハ激變ヲ起サシメル

ノモ如何カト考ヘラレマスノデ、斯様

ニ提案致シタ次第デアリマス

○田中委員 日本銀行ハ一體儲ケ過ギ

モ動カヌ日本銀行ガ特權ヲ持ッテ居テ、

實ニ儲ケ過ギテ居ル、儲ケ過ギテ居ル

爲ニ經濟界ニ色々ナ惡影響ヲ及ボシテ

居ルノデアリマス、一體一割ノ配當ナ

ノ限度ニ大抵限ッテ居ルヤウニ思ヒマ

○田中委員 日本銀行ニ積立テサ

スノト、ソレ以上日本銀行ニ積立テサ

セルヨリカ、政府ガ取上ゲルナリ、或ハ

金利ヲ下ゲル方ニ持ッテ行クナリ、モッ

ト日本銀行本來ノ仕事ニ持ッテ行クベ

ガ、又儲カレバ積立テサセレバ宜イト

見テモ、考ヘラレヌコトダト思ヒマス、

シムルノモ如何カト考ヘマシテ、只今

政府ハサウ御考ニナリマセヌカ

○堀切政府委員 中央銀行トシテ一割

ノ配當ヲ絶エズ繼續スルノハ多過ギル

ト云フ御考ノ點ニハ、私共モ成程是ハ

同感ニ感ズル點モアリマスガ、今モ申

上ゲマシタ通り、餘リ俄ニ激變ヲ起サ

多々アルダラウト思ヒマス、奈何セシ

タノデアリマス

○堀切政府委員 先づ色々理想ヲ申上

ス、其點ハドウデスカ

○田中委員 日本銀行ノ積立金ハ現ニ

資本金額ヲ超エテ居ルノデハナイカト

思ヒマスガ、此上更ニ利益ノ一部ヲ積

立金ニ繰入レルコトヲ、ズット繼續シ

○堀切政府委員 拂込資本ヨリモ寧ロ

非常ニ餘計ニナツテ居リマス、唯併ナ

ガラ餘計ニナツタカラ、後ハ積立テナク

テモ宜シイト云フ譯ノモノデナカラウ

ト思ヒマス、適當ノ範圍ニ於テヤハリ

積立ヲ繼續セシメタ方ガ、宜シイト考

ヘテ居リマス

意味ニモ取レルノデアリマスガ、一體日本銀行ノ株ハ滅茶苦茶ニ高過ギハシ

マセヌカ、ダカラ理論的ノ要求ニ基イ

テ、是レ以上積立金ニ繰入レルノヲ抑

ヘルノガ、當然デハアリマセヌカ

○堀切政府委員 日本銀行ノ株ノ高イ

ハ有ユル產業ノ株ノ値ナドガ非常ニ暴落シテ居ル間ニ、日本銀行ノ株ノ値ガ

非常ニ高イトカ、或ハ重役ガ多大ナル

賞與金ヲ取ルト云フヤウナ點ハ、是ハ私共餘程考慮ヲ要スル點デアルトハ考

ヘマス、唯附加ヘマスガ、無暗ニト云フノハドウ云フモノカ、高イノニハヤハ

リ高イダケノ相當ノ理由ガアルノデハ

ノマセヌ、取ルベキ金ヲ取ッテナイノト、

将来モ取ラナイカラサウダラウト思ヒ

マスガ、マア其點ハ措キマシテ、今度ハ

保證發行ノ事ニ付テ承リタイト思ヒ

ス、保證發行ノ問題ニ付キマシテ、「但

シ十五日ヲ超エテ」云々トアリマスガ、

此十五日ト云フ標準ハ何處カラ出テ

タノデアリマス

○大久保政府委員 十五日ト致シマシ

タ理由ハ、日本ノ實情カラ見マスト、

月末若クハ期末ノ決算期ノ清算ノ爲

ニ、通貨ガ膨脹シテ居ル實例ガゴザイ

マスノデス、其季節的ノ膨脹ハ特ニ抑

○大久保政府委員	大體スルノ必要ガナイデアラウト云フ風ノ意味カラシテ、之ヲ抑制シナイ意味ニ規定致シマシタ譯デゴザイマス、其ガ、是ハ今迄ノ實況ヲ調べテ見マスト、大體ノ季節膨脹ノ徑路ガ、時ニ依リテハ非常ニ違ツテ居リマスケレドモ、大體十五日ヲ抑ヘマスト、先づ安全デアルトシタヤウナ譯デゴザイマス
○田中委員	年末ナラバ兎モ角デアリマスガ、普通ノ月ニ十五日ト云フガ如キハ、長過ギハセスカ、月末ニ決済ヲスル爲ニ要ル金ハ、月ノ初メノ三四日ニハ大部分ガ還ツテ來ルノデアリマシテ、七月頃ニナレバ皆還ツテ來ルノデアリマス、ソンナニ長日期間ガ入用デスカ、最近五月ニ何處カデ金融界ニ問題ノ起リマシタ時ニ、五月ノ三日ニ繰越サレタ日銀ノ帳尻デハ、兌換券ガ四千百萬圓急増シテ居ル、月ノ初メノ三日頃ニ此数字ヲ示シテ居ルコトハ、金融界ニ異状ガアルト云フコトガ私共ニ想像ガ付クノデアリマス、ト云フ譯ダカラ十五日ト云フガ如キ、ソンナニ長イ期間ガ入用デスカ、是ハ事實限外發行ヲ認メナイト云フコトニナルノデハアリマセヌカ
○大久保政府委員	大體其點ニ付テハ相當ニ調べテ見マシテ、計數ヲ細カニ
○田中委員	去ノ實績ヲ調べテ見マシタ所、假ニ保證發行限度ヲ十億ニ引直シテ見マシテ、過去ノ実績ヲ調べテ見マシタ所、假ニ保證發行限度ヲ十億ニ引直シテ見マシテ、過
○大久保政府委員	金ガ月末ニ出テ、月初メニ歸ルト云フコトガ十五日モ續クト云フコトハ、金
○田中委員	融界ニ特ニ事變ノナイ場合「ノーマル」體今マデノ例ヲ押ヘテ見マシテ、此位
○大久保政府委員	ト御認メニナリマスカ、此數字ノ基礎
○田中委員	デアリマスガ、此現シ方ニハ異論ガアルト思ヒマス、平均發行額ガ基礎ニナ
○大久保政府委員	ゲテアリマス計表ノ中ニモ、載セテアリマス譯デアリマス、細カナ數字モ此處ニ持ツテ居リマス次第デアリマス、大
○田中委員	ゲテアリマスガ、是デハ喧嘩ニナリマセヌネ、二十四五日マデノ大凡ノ狀態ヲ見テ、月末決済ニ出タ數字ヲ押ヘマセヌト、大凡何日ニ出テ何日ニ歸ルト云
○大久保政府委員	トデ決メマシタ次第デアリマス、申上
○大久保政府委員	ゲテ見マスト昨年邊リハ御説ノ通り、
○大久保政府委員	餘り必要デナイヤウニナツテ居リマス、昭和五年ノ方ハ十六日位計算ニズット
○大久保政府委員	出テ居リマス、昭和四年ハ矢張二十三
○大久保政府委員	日位出テ居リマス、昭和三年モ二十四
○大久保政府委員	日カラ出テ居リマス、ソレカラ昭和二
○大久保政府委員	年ハ御承知ノ通リ特ニ多ウゴザイマシ
○大久保政府委員	テ、五十九日デアリマス、サウ云フ風ナ
○大久保政府委員	工合ニ相當ナ數字ガ此處ニ出テ來マ
○大久保政府委員	ス、今度ノ制度ニ依リマスト、限外發行
○大久保政府委員	ヲ常態トシテ繰返ヘサナイト云フ意味
○大久保政府委員	告週間ト云フノハ七日ト十五日、二十
○大久保政府委員	三日、月末トナツテ居リマス、二度ノ報
○大久保政府委員	ナツテ居リマシテ、其解釋トシテハ一報
○大久保政府委員	リヤウガアリマセヌノデアリマス、併
○大久保政府委員	ナガラ物資ヲ海外ニ輸出シマス時ニ、
○大久保政府委員	其金ヲ海外ニ持ツテ居ルト云フ場合ハ、
○大久保政府委員	第何條ノ規定デスカ方法ヲ執リマスカ
○大久保政府委員	ラ、若シソレヲ政府デ買收スル必要ガアレバ、第三條デ買上ガ出來ル譯デア
○大久保政府委員	リマス
○大久保政府委員	ハ、ドウ云フ方法デ押ヘマスカ

- 富田政府委員 其他ノ債權デスカ
○田中委員 サウデス、第一條ノ方ハ
外國通貨ヲ以テスル預金ト云フコトガ
書イテアリマスガ、第三條ニハソレガ
アリマセヌデスガ、第一條ノ外國通貨
ヲ以テスル預金ト云フ文字ハ、其他ノ
債權ナル文字ガアルカラ、無クテモ宜
イ譯デアリマスカ
- 富田政府委員 第一條ノ預金取引及
貸借ト云フ場合ニハ、特ニサウ云フ形
式ヲ以テ資本ノ逃避ヲ行フ場合ガアリ
マスカラ、特ニ規定シタノデアリマス
ガ、第三條ハ特ニ之ヲ言フ必要ハナイ
カラ、廣く債權ト云フ中ニ之ヲ包含セ
シメタノデアリマス
- 田中委員 外國人ノ名義ニシタ場合
ハドウデセウ
- 富田政府委員 ソレハ外國人ノ名義
ニシタ場合モ總テ含メラレマス
- 田中委員 事實押ヘラレマスカ、外
國人名義ニシタ場合ニ、ドウシテソレ
ヲ見分ケラレマスカ
- 富田政府委員 サウ云フコトノ爲ニ
此ノ法案ハ罰則ニ於キマシテ、非常ニ
嚴重ナル制裁ヲ設ケテ居リマシテ、成
ベク嚴罰主義ニ依ル、若シソレヲ潛ル
ト云フコトガザイマスト、非常ニ嚴
重ナル制裁ヲ受ケマスカラ、サウ云フ
コトヲヤル者ハ少ナイデアラウト云フ
所カラ、斯ウ云フヤウニ致シタノデア
- 富田政府委員 其他ノ債權デスカ
○田中委員 サウデス、第一條ノ方ハ
外國通貨ヲ以テスル預金ト云フコトガ
書イテアリマスガ、第三條ニハソレガ
アリマセヌデスガ、第一條ノ外國通貨
ヲ以テスル預金ト云フ文字ハ、其他ノ
債權ナル文字ガアルカラ、無クテモ宜
イ譯デアリマスカ
- 富田政府委員 第一條ノ規定ニ付キマシ
テ金額的ノ標準ハ、命令デ決メラレル
積リデアリマスカ、第一條デドンナ小
サイ金額ノモノデモ押ヘル積リデアリ
マスカ、或ル程度ノ金額ハ許容スル積
リデアリマスカ
- 富田政府委員 此ノ第一條ノ取締ハ
非常ニ少額ノ金額ハ除外スル積リデア
リマス、其ノ金額ノ制限ハ大藏省令デ
規定スル積リデアリマス
- 田中委員 凡ソノソレニ付テノ豫想
ナリトモゴザイマスカ
- 富田政府委員 大體腹案ヲ持ツテ居
リマスケレドモ、マダ省令ノ案ガスッカ
リ決ツテ居リマセヌカラ、此席上デハ申
上ゲナイ方ガ宜イト考ヘマス
- 田中委員 是ハ品物ニ關係スル見越
シ輸入ナドト云フモノニハ、全然勵キ
掛ケナイ積リデスカ、純然タル資金ノ
移動ダケノ積リデアリマスカ
- 富田政府委員 此法案ハ資本ノ逃避
ダケヲ防止スルノデアリマシテ、此法
案ニ依リマシテハ所謂見越輸入ヲ取締
ル途ハナイノデアリマス
- 田中委員 現在外國ニ在リマス所ノ
モノハ、此法案ヲ施行シマスト支店ノ
名義ニスル、支店デ行カナケレバ色々
外ニ之ヲ潜ル方法ヲ講ズルデアラウト
ト云フモノハ、全部政府ガ徐々ニ買フ、
- リマス、實際ニ於テハサウ云フ場合ノ
取締ハ、餘程困難ト考ヘテ居リマス、
タ場合ニ、一律ニ之ヲ取上ゲルト云フ
テ金額的ノ標準ハ、命令デ決メラレル
積リデアリマスカ、第一條デドンナ小
サイ金額ノモノデモ押ヘル積リデアリ
マスカ、或ル程度ノ金額ハ許容スル積
リデアリマスカ
- 田中委員 第一條ノ規定ニ付キマシ
テ金額的ノ標準ハ、命令デ決メラレル
積リデアリマスカ、第一條デドンナ小
サイ金額ノモノデモ押ヘル積リデアリ
マスカ、或ル程度ノ金額ハ許容スル積
リデアリマスカ
- 田中委員 サウスルト法律ハ拵ヘタ
マツテ、日本ノ經濟界ヲ明ルクシヨウト
云フ目的カト伺ヒマスト、サウデナイ
ト云フ御話デアル、順次入用ニ依ッテ
取ツテ行クト云フヤウナ御話デゴザイ
マスガ、一律公平ニ之ヲ取ルコトガ出
來マスカ、譬ヘテ見マスト、獨逸ノヤウ
ナ極端ナ爲替管理ヲシテ居リマス所ニ
於テハ、此效果バアリマセヌデセウン、
ナ極端ナ爲替管理ヲシテ居リマス所ニ
又外國ニ於テ、外國ノ法律ニ基ク日本
人ノ會社ガ澤山アリマス、サウ云フモ
モ出來マスマイ、此法案ハ殆ド穴ダラ
ケト思ヒマスガ、其點ハドウデアリマ
セウカ
- 富田政府委員 大體腹案ヲ持ツテ居
リマスケレドモ、マダ省令ノ案ガスッカ
リ決ツテ居リマセヌカラ、此席上デハ申
上ゲナイ方ガ宜イト考ヘマス
- 富田政府委員 是ハ品物ニ關係スル見越
シ輸入ナドト云フモノニハ、全然勵キ
掛ケナイ積リデスカ、純然タル資金ノ
移動ダケノ積リデアリマスカ
- 富田政府委員 第二條ノ規定ハ、之
ニ依リマシテ外國ニアリマスル所ノ外
國通貨、其他ノ資金ヲ必ズ之ニ依ツテ政
府ニ買上ゲルト云フ譯デハナイノデア
ルト云フノナラ、第二條ノ規定ニ、各會
社ノ持ツテ居リマス營業資金、爲替ノ
「オペレイション」ノ爲メノ資金、或ハ貿
易會社、保險會社、船會社ナドガ持ツテ
居ル金ガアリマセウ、ソレヲドノ程度
迄許容スルト云フコトニ付テ、諸外國
ノ先例デハ金額的ニモ、或ハ物ニ付テ
モ詳シイ規定ガアリマスガ、サウ云フ
規定ハ命令デ規定サレルノデアリマス
- 富田政府委員 買上ノ方法、條件等
ハ詳細ニ大藏省令デ規定スル豫定デア
リマス、此買上ノ範圍ハ、例ヘバ爲替銀
行等ノ持ツテ居リマスル所ノ外國ノ資

金ト云フモノハ、是ハ營業上當然必要デアリマスカラ、サウ云フモノハ買フコトハ出來ナイノデアリマス、ソレ以外ノ單純ニ内外證券ノ利廻ノ差デアルトカ、或ハ其他ノ思惑ノ動機デ持ッテ居リマス資金ハ、政府ガ之ヲ買フゾト云フコトヲ規定シタノデアリマス

○田中委員 ソレガ思惑ノ資金デアルカ、實際入用カト云フコトニ付テノ標準ニ付テハ、ドンナ所ヲ豫想サレテ居ルノデゴザイマスカ、隨分第一條ノ金額ニ關スル規定モ、又第三條ノ今ノ問題モ、可ナリ面倒ナ問題デアリマスガ、第一命令ヲ以テ、ソンナコトヲ時々變ヘテ行クト云フコトモ、必要カモ知レマセヌガ、ンレラ命令デ定メルカ否カト云フコトモ、可ナリ論據セラレナケレバナラヌ問題デアリマセウ、此際ニ其大體ノ標準ダケヲ御見セラ願フ譯ニ行キマセヌカ

○富田政府委員 マダ大藏省令ノ内容ガスツカリキマッテ居リマセヌカラ、餘り具體的ニ此處デ申上グルコトハ控ヘテ置キタイト存ジマスガ、大體ノ範圍所ヲ申上ダマスレバ、爲替銀行ナリ、其他例ヘバ日本ノ保險會社ガ海外ニ營業所ヲ持ッテ居ル場合ニ於キマシテ、證券ノ供託ヲ必要トスルト同ジャウナ法令ガ外

○田中委員 云フヤウナコトノ見極メハムツカシイシ、又大體ノ標準ガアリマセヌト、國濟規定ニ關スル罰金刑ハ、殆ド其效果外ノ單純ニ内外證券ノ利廻ノ差、ソレ以テカ、實際入用カト云フコトニ付テ、ソレ以外ノ單純ニ内外ノ利廻ノ差等デ、外國ニ資金ヲ送ツテ證券ヲ持テ居ル、其他ノ預金ヲ持ッテ居ルト云フヤウナモノハ、政府ハ買上ヲ爲シ得ルト云フコトニ致ス考デアリマス、其詳細ノコトハ一寸マダ此處デ申上ゲル程度ニ熟シテ居リマセヌカラ、御答致シ兼ネマス

○田中委員 此資本逃避防止法ト云フノハ實ニ而倒ナ法案デ、餘程詳細ナ規定ヲセシケレバ殆ド效果ガナイ、恐ラク今承ッタ範圍デハ——大臣ガ居ラレガ、結果ガナシテ、恐ラク云フコトガ問題ニナル譯デアリマスマセヌカラ突込ンダ事ハ承リ兼ネマスガ、殆ド效果ノ無ササウニ思ヒマス、今カラ、寧ロ是ハ嚴罰主義ニ依リマシテ、迄ノ御答辯ヲズット追ッテ行クト、其當然ノ歸結ガサウナルヤウデアリマス、ドウデセウ、其程度ノコトデ今日ノ此時局ニ適當スルヤウナ資本ノ逃避ノ防止ガ、事實出來マスデセウカ、支店トガウト云フノガ、此法案ノ大體ノ骨組本店トノ間ニ送ル金ハドノ程度ニ抑ヘシテ、斯ウ云フ方面ヨリ相當ニ先ヅ大局若シ此禁ヲ犯シタ者ハ禁錮デアルトモ非常ニ多クノ罰金ヲ取ラレルト云モ非常ニ多クノ罰金ニシテモ普通ノ場合ヨリカ、或ハ罰金ニシテモ普通ノ場合ヨリカト云フ御質問デアリマスガ、體刑ノ方ヲ非常ニ恐レル者モアリマス、例ヘバ大キナ會社トカ、大キナ資本家ナドリ、是ハ輕イ體刑デモ非常ニ此方ヲ恐レマス、所ガ中ニハ體刑ヨリモ或ハ罰金刑ノ方ヲ怖ガルト云フ者モ莫キニシモ非ズト考ヘマスノデ、是ハ兩方ヲ併行シタ方ガ、目的ニ適フモノト考ヘマ

○田中委員 云フヤウニ考ヘテ居リマスガ、聽キマシテモ、マダ詳シシイ事ハ御キマリニナツテ居ランケレバ詮ナイト考ヘマスケレドモ、ソレハ只今ノ罰則ノ方面カラシテ效果ヲ擧ゲタイ、斯ルカ、サウデナクシテ資本ノ資本デア

○田中委員 云フヤウナコトノ見極メハムツカシイシ、又大體ノ標準ガアリマセヌト、國濟規定ニ關スル罰金刑ハ、殆ド其效果外ノ單純ニ内外證券ノ利廻ノ差、ソレ以テカ、實際入用カト云フコトニ付テ、ソレ以外ノ單純ニ内外ノ利廻ノ差等デ、外國ニ資金ヲ送ツテ證券ヲ持テ居ル、其他ノ預金ヲ持ッテ居ルト云フヤウナモノハ、政府ハ買上ヲ爲シ得ルト云フコトニ致ス考デアリマス、其詳細ノコトハ一寸マダ此處デ申上ゲル程度ニ熟シテ居リマセヌカラ、御答致シ兼ネマス

○田中委員 此資本逃避防止法ト云フノハ實ニ而倒ナ法案デ、餘程詳細ナ規定ヲセシケレバ殆ド效果ガナイ、恐ラク今承ッタ範圍デハ——大臣ガ居ラレガ、結果ガナシテ、恐ラク云フコトガ問題ニナル譯デアリマスマセヌカラ突込ンダ事ハ承リ兼ネマスガ、殆ド效果ノ無ササウニ思ヒマス、今カラ、寧ロ是ハ嚴罰主義ニ依リマシテ、迄ノ御答辯ヲズット追ッテ行クト、其當然ノ歸結ガサウナルヤウデアリマス、ドウデセウ、其程度ノコトデ今日ノ此時局ニ適當スルヤウナ資本ノ逃避ノ防止ガ、事實出來マスデセウカ、支店トガウト云フノガ、此法案ノ大體ノ骨組本店トノ間ニ送ル金ハドノ程度ニ抑ヘシテ、斯ウ云フ方面ヨリ相當ニ先づ大局若シ此禁ヲ犯シタ者ハ禁錮デアルトモ非常ニ多クノ罰金ニシテモ普通ノ場合ヨリカ、或ハ罰金ニシテモ普通ノ場合ヨリカト云フ御質問デアリマスガ、體刑ノ方ヲ非常ニ恐レル者モアリマス、例ヘバ大キナ會社トカ、大キナ資本家ナドリ、是ハ輕イ體刑デモ非常ニ此方ヲ恐レマス、所ガ中ニハ體刑ヨリモ或ハ罰金刑ノ方ヲ怖ガルト云フ者モ莫キニシモ非ズト考ヘマスノデ、是ハ兩方ヲ併行シタ方ガ、目的ニ適フモノト考ヘマ

刑法ニ對シテハ其通リト思フノデアリ
マス、金持ハ體刑ニ限ル、貧乏人ハ罰金
刑ニ限ルト思フノデアリマスガ、資金
ヲ内外移動スルト云フノダカラ、只今
ノ半分ダケ即チ金持ヘノ體刑ダケデ宜
イノデハナイカ、ソレハ別トシマシ
テ、片一方ニ恐シイ嚴罰デ抑ヘ、他方、
法律ニハ相當穴ガアル、是ハ立法技術
トシテ感心シタモノデアリマセウカ、
堀切サンノ御考ヲ承^ツテ見タイト思ヒ
マス

ヲ期サウト思ヒマスナラバ、モット細カイ所迄モ規定シマシテ、細鱗モ洩サヌト云フヤウナ規定ノ方法モアリマスルケレドモ、ソレニ依ツテ資本ノ逃避ヲ防止スルコトヨリモ、寧ロ此貿易其他ノ營業ノ普通ノ取引ヲ阻害スルト云フ害ノ方ガ、多イデハナイカト考ヘマス、是位ノ程度ノ取締ガ貿易其他ノ取引ヲ阻害セズシテ、而モ相當ノ程度ニ資本ノ逃避ヲ防止スル、斯ウ云フ見地カラシリマス

○田中委員 其點ハ成ベク貿易ニ障リガナイヤウニト云フ御意見カラ、斯ウナサツタト想像サレマスガ、結局貿易ノ少クトモ輸入ノ或ル程度ノ管理ト云フ所迄行キマセヌケレバ、此法案ト云フモノハ效果ガナイト思ヒマス、恐ラク大藏大臣モ遠カラズ貿易ノ管理迄行カレルダラウト思ヒマスガ、是ハ別ト致シマシテ、若シ明日デモ命令デ豫想サレテ居ルコトデ、大體ノ御見當ノ付イタモノヲ承ルコトガ出來レバ、甚ダ仕合セダト思ヒマス

ソレカラモウ一ツ斯ウ云フ「ルーズ」ナ規定ヲ拵ヘテ、逃避シナイヤウニスルヨリハ、自然ニ資本ガ還ツテ來ル、外ニ出ヌヤウニスルト云フ方法ガ良イト思ヒマス、又サウスル方ガ罰則デヤルヨリ有效ダト思ヒマスガ、之ニ付キマ

治上、社會上有ユル方面カラ、或ハ今
滿洲問題等モ起ツテ居ルシ、外交上ノ問
題等、色々ナ關係ニ依ツテ、マダ日本ニ
安心シテ命ヨリ第二ニ必要ナル此財產
ヲ持ツテ來ヨウト云フ所ニ行ツテ居ナイ
コトハ、是ハ非常ニ遺憾デアリマス、殊
ニ最近ノ此政治上ノ變動ナドモ、少カ
ラザル人心ノ不安ヲ内外人ニ與ヘタヤ
ウナ狀況ニ在リマス、御同様ハ此舉國
一致内閣ニ依ツテ、一日モ早ク此安心ヲ
付ケラレルヤウニ致スノガ、御同様ノ
義務デハナイカト考ヘマス、サウシテ
是ガ安定スレバ、何處カラデモ資本ハ
内地ニ戻ツテ來ル、外國ニ逃ゲテ行ク虞
モ段々ナクナツテ來ルモノト感ジテ居
リマス

ハナイカト云フ意味ノ御尋ガアツタノ
ニ對シテ、壠切サンハ否定モセラレズ、
肯定トモ行カナカツタカモ知レマセヌ
ガ、ハツキリシナカツタノデアリマス、日
本銀行ノ配當金ガ一割ト云ウタ所デ、
私共ノ考デハ今日年二朱内外ノモノデ
ハナイカ、寧ロ一割ハ、拂込資金ニ對
シテ一割デアルカラ、今日ノ價格ニシ
タナラバ年二朱位デス、一番安イ配當
デハナイカ、サウスルト云フト配當ヲ
下グルコトハ株價ガ下ルトカ、餘リ株
價ガ高過ギルトカ、ドウモ之ニ對シテ
ハ政府委員ノ方ハ、ソコガハツキリシナ
カツタノデアリマスガ、日本銀行ノ株ハ
申ス迄モナク代表株式デアリマス、此
株價ノ下ルコトハ他ノ株價ニ累ヲ及ボ
ス、サウナクトモ不景氣ノ產業ヲ一層
不景氣ナラシメルノデハナイカ、仍テ
現在ニ於テハ配當モ少ナ過ギル、株價
モ寧ロ高イコトハナイヤウニ思フノデ
アリマスガ、先刻ノ御答ハサウデモナ
イヤウナ意味ニ聞エルノデアリマス
ガ、モウ少シ共點ヲハツキリ承リタイ
ソレカラ積立金ガ多ウ過ギルト云フ
ノニ對シテモ、政府ノ御答ハハツキリシ
ナカツタノデアリマスガ、矢張基礎ヲ鞏
固ニスル、日本銀行ノ信用ヲ増スコト
ガ必要デアル、外國ニ對シテモ勿論デ
アリマスガ、國內デモサウデアルカラ、
積立金ハ多イ程宜イノデハナイカ、サ

ウシテ信用ノ基礎ガ鞏固ニナルコトガ
御尤モナ御尋ト思ヒマスガ、此點
近ニ日本銀行ノ株ヲ買ツテ、之ヲ一割ノ
配當ニ當嵌メテ見マスト云フト、非常
ニ低イモノニナツテ居ルニ相違ナイ、其
點カラ言ヘバ寧ロ高イモノト云フトコト
ニハ言ヘマセヌ、是ハ最初日本銀行創
立當時カラ株ヲ持ツテ居ツタ人ハ、是ハ
高イ配當ヲ受ケテ居ルヤウデアリマス
ガ、其後買取ツタ人ノ方カラ申シマスト
云フト、寧ロサウ非常ニ多イモノトハ
申シ難イコトハ御承知ノ通リデアリマ
ス、ソレデ私共餘リ高イ或ハ安イ、此
議論ハ致シマセヌ、唯現今ノ狀態ニ即
イト云フトヲ主義トシテ、此案ヲ出
シタ次第デアリマス

ソレカラ積立金ノ方ニ對シマシテモ
同様デアリマシテ、十分積立金ガ餘計
ニナツタカラ、是レ以上ハ積立テナクテ
モ宜イト云フヨリハ、寧ロ少シヅ、デ
モ矢張積立ヲ繼續シテ、基礎ヲ確實ニ
シ、内外ノ信用ヲ鞏固ニシタ方ガ結構
ダ、斯様ニ感ジテ居ル次第デアリマス
○森田委員 モウ一遍御尋致シマス
○青木大藏書記官 移民ガ向フニ於テ
外貨證券ニ投資スルコトハ、本法ノ範
圍外デアリマスガ、其證券ヲ日本へ輸
入スル時ハ、第一條ニ依ツテ拘束ヲ受ケ
ルノデアリマス

ヤラレルカ、我國ノ移民ガ假ニ亞米利
加ナラ亞米利加カラ日本ニ持ツテ行ツ
テ、横濱ノ正金銀行以外ノ銀行カラ持ツ
テ來ル、サウ云フ場合ニ、アチラデ金
ヲ買ハサズニ、アチラデ物ヲ買ウテ送
ケルト言ヘバ、制限ヲ受ケルコトデア
リマスカ、爲替ヲ買ハサズニ送ツテ來ル
ノデアルカラ、三條ノ拘束ヲ受ケルチ
ヤナイカト私ハ思フ、第一條ノ方ハ受
ケヤウガナイヤウニ私ハ考ヘルノデア
リマスガ、第三條ニ依ツテ所謂政府ガ買
上グル分ニハ當嵌ツテ來ルヤウニ思フ、
ダガ第一條ノ分デハ此方カラ金ヲ送ラ
スノデアルカラ、アチラノ移民ノ儲ケ
シ移民ノ金ハ、正金ヲ送ルノデヤナイ
ニ賴マレタ物ヲ買ハズニ、證券ヲ買求
メテ、ソレヲ荷爲替デ内地へ送ル、併
シ第三條ノ拘束ヲ受ケルコトハ免レヌ
ダラウ、斯ウ云フ風ニ考ヘマス

○森田委員 ソレナラバ移民ノ送ツテ
法ノ範圍外ニナツテ居リマス

○青木大藏書記官 移民ガ向フニ於テ
外貨證券ニ投資スルコトハ、本法ノ範
圍外デアリマス、移民

ガ海外デ儲ケタ金ヲ内地へ送ルノハ、
此法案ノ範圍外デアリマス、唯三條ノ
場合ニ於テ、移民ガ外國デ儲ケタ金デ
證券ヲ買ツテ保管スル、斯ウ云フ場合

ハ、三條ノ中ニハ入ラヌヤウデアリマ
スガ、本法ノ趣旨カラ申シマスト、是

證限度ヲ決メマシテ、ソレ以上ニ出タ
場合ハ是ハ其當時ノ通貨政策トシテ、
抑壓スベキヤ否ヤト云フ問題ガ出マス
ト、税金デ後デ取ツテ居ツテハ問ニ合ヒ
マセヌ、初メニ取ツテ相當ノ程度ノ所ニ
抑壓スルト云フ所ニ精神ガアリマスカ
ラシテ、此發行税ト納付金制度トハ併
用スルト云フ風ニ考ヘマシタノデ、此
併用ノ例ハ諸外國ノ例ニモ多イノデア
リマス、税ノ方カラノミ見マスト、今ノ
說モ御尤モデゴザイマスケレドモ、通
貨政策ノ方カラ見マシテ、此制度ヲ併
用致シマシテ、届伸制院法ノ趣旨ヲ矢
張リ維持シテ行キタイ、斯ウ云フコト
デ法律ガ出來テ居リマス

○森田委員 其點ハ分リマシタ、ソレ
カラ日本銀行ニ於テ發換券ノ發換停止
ノ勅令ヲ御出シニナル迄ニ、日本銀行
デ兌換ヲシタモノガ國內デ幾ラアルノ
デアリマセウカ、ソレカラ其兌換ヲシ
タ所ノ正貨ヲ矢張リ國內デ——日本銀
行ハ兌換ヲシナイケレドモ、ソレヲ使
フコトハ差支ナイ、勿論鑄潰スナドト
リマスガ、金貨ヲ有ツテ居ル所ノ人ガ紙
幣ト交換スルコトモ自由ト思フノデア
リマスガ、サウナノデアリマスカ

○富田政府委員 昨年ノ十二月ノ再禁
止前ニ於ケル金貨兌換ノ金額デアリマ
スガ、十二月ノ十一日カラ十七日迄ノ

○森田委員 今一ツ殘ツテ居リマス、今
日本銀行ハ發換シナイガ、既ニ發換
シテ居ル人ガ使フコトハ自由デアル筈
ナノデアルガ、念ノ爲ニ御伺ヒシマス
○富田政府委員 ソレハ自由デアリマ
スノテ居ルカラ、地方ハ一層金融ニ逼
迫ヲ來ス、行詰ヲ生ズル、サウシテソレ
ガ購買力ヲ減ジテ斯ノ如ク不景氣ニ
ナッタ最大原因デアラウト思ヒマス、普
通銀行ガサウ云フ風ニヤラザルヲ得ヌ
セヌト趣旨ガ分ラヌカト思フノデアリ
マスガ、併シ銀行局長ガ居ラレマシテ、
御尋シテカラ、政府委員ノ御方ニ御尋
セヌト趣旨ガ分ラヌカト思フノデアリ
マスガ、併シ銀行局長ガ居ラレマシテ、
直接各普通銀行ヤ特殊銀行モ監督爲
デアラウト思ヒマスガ故ニ、御尋シテ
見ルノデアリマスカラ、手心ヲ能ク御承知
モ特殊銀行モ、產業方面ニ對スル資金
ノ供給ト云フコトハ、一向顧ミテ居ラ
スヤウナ氣ガスルノデアリマス、並ニ
云フ方面ノ資金ノ供給ト云フコトハ眼
ノ増發ヲ樂ニ出來ルヤウニ制度ノ改正
ヲスル一方ニハ、其紙幣ノ需要ヲ容易

○富田政府委員 事デアルト考ヘマス、併ナガラ此紙幣
ノ増發ヲ樂ニ出來ルヤウニ制度ノ改正
ヲスル一方ニハ、其紙幣ノ需要ヲ容易
テ行カナケレバナラヌノデアリマスガ、
ニ對シテハ、銀行局長ハ取付ニ遭ツタ時
計算トナリマスガ、此中ニハ金貨兌換
ト金塊モアリマス、兩方入レテ合計デ
百十二萬九千五百四十七圓デアリマス、
一萬多イ日ガ十二日ノ四十七萬一千餘
圓、少イノハ十六日ノ三萬三千餘圓デ
アリマス

○森田委員 今一ツ殘ツテ居リマス、今
日本銀行ハ發換シナイガ、既ニ發換
シテ居ル人ガ使フコトハ自由デアル筈
ナノデアルガ、念ノ爲ニ御伺ヒシマス
○富田政府委員 ソレハ自由デアリマ
スノテ居ルカラ、地方ハ一層金融ニ逼
迫ヲ來ス、行詰ヲ生ズル、サウシテソレ
ガ購買力ヲ減ジテ斯ノ如ク不景氣ニ
ナッタ最大原因デアラウト思ヒマス、普
通銀行ガサウ云フ風ニヤラザルヲ得ヌ
セヌト趣旨ガ分ラヌカト思フノデアリ
マスガ、併シ銀行局長ガ居ラレマシテ、
直接各普通銀行ヤ特殊銀行モ監督爲
デアラウト思ヒマスガ故ニ、御尋シテ
見ルノデアリマスカラ、手心ヲ能ク御承知
モ特殊銀行モ、產業方面ニ對スル資金
ノ供給ト云フコトハ、一向顧ミテ居ラ
スヤウナ氣ガスルノデアリマス、並ニ
云フ方面ノ資金ノ供給ト云フコトハ眼
ノ増發ヲ樂ニ出來ルヤウニ制度ノ改正
ヲスル一方ニハ、其紙幣ノ需要ヲ容易

ニ、預金者ガ迷惑ヲシナイヤウニ監督
ガ、併ナガラ地方ノ人々ガ銀行ニ預金
ヲシテ、其集ツタ金デ政府ノ發行スル公
債トカ、確實ナ會社ノ社債ノミニ投資シ
ルノミデアル、餘リニ銀行ノ検査ガ苛
酷ダトハ言ヒ兼ネルカモ知レマセヌ
ガ、嚴重過ギルト勢ヒサウ云フ風ニナッ
テ來ル、サウシテ不動産ニハ成ベク投
資シナイヤウニト云フ——ハツキリサ
ウ言ハレタカドウカ知リマセヌガ、何
レノ銀行モドウモ不動産ニ貸スコトハ
大藏省ガ喜バナイカラ不動産ニハ出シ
マセヌ、斯ウ云フ口實デ斷ツテ居ル、サ
ウ云フ風デアルカラ、今日ノ不景氣ノ
原因ノ一端ハ、私ハ地方ノ通貨ヲ餘リ
ニ中央ニ集中シ過ギタ結果デアルト思
フ、其中央ニ集中サセルヤウニシタノ
ハ、歷代ノ大藏當局ガ一府縣一行主義
ヲ採ツタ結果、サウ云フ風ニナッタノデ
ハナイカト思フ、其一府縣一行主義ス
ラ今日ハ守ラレズニ、大多數ハ中央ニ
於ケル大キナ銀行ノ支店、出張所ニ地
方銀行ガ貸シテシマツテ、土着ノ銀行ハ
一行モナイヤウナ縣モアル筈デアリマ
ス、今日アツタトシテモ遂ニ大キクナツ
テシマツテ、百圓、二百圓ノ小資本ノ供
給ハウルサガツテ貸シテ吳レナイ、又今
マデ小サナ銀行ノ時ニハ田地田畠家屋

敷ヲ擔保ニ取ツテ吳レト言ヘバ、ソレデ
金融ヲシテ吳レタガ、大キクナツタ爲ニ
偉クナツタ積リデ、大キナ債券若クハ證
券類ニ投資スルコトノミニ汲々トシテ
居ルト云フヤウナ弊害ガ澤山起ツテ來
タノガ、今日ノ不景氣ノ最大原因ヲ成
シテ居ルノデハナイカト思フ、矢張小
サナ商人、小サナ工業家、小サナ農民ナ
ドニハ小サナ銀行ヲ大藏省ガ培養シテ
其銀行ヲシテ金融機關ニ當ラシメレ
バ、斯ウマデ不景氣ハ來サズニ濟ンダ
ノデハナイカ、此處等ハマダ大藏省ハ
御氣付ニナツテ居ラヌト思フ、ト云フノ
ハ庶民銀行トカ其他ノ銀行ノ移轉新設
ヲ拒ンデ、今尙ホ大財閥ノミニ援助ヲ
與ヘラレテ、小サナ方面ニ向ツテハ更ニ
顧ミヌヤウニ見エルノデアリマス、是
ハ強チ當局ノ方ノ罪デハナク、歷代ノ
政治家ノ罪カモ知レマセヌ、此點ハ今
尙ホ御氣付ニナツテ居ラヌノデハナイ
カ、ソレデ私ハ通貨ノ膨脹ヲ來サシメ
テモ、需要ヲ圓滑ナラシムル方法ヲ講
ジナケレバ、其效果ハドウカト思ハレ
ルノデアリマスガ、此點ヲ事務當局ト
シテノ公正ナル御答ヲ願ヒタイ

付テ、又上司ノ方ノ御訂正ヲ願フ方ガ適當デアルカモ知レマセヌ、銀行行政ノ方ニ御觸レニナツテ居ルヤウニモ考ヘマシタカラ、私カラ一應申上ゲテ置キマス、此銀行行政ノコトニ付キマシテハ、確ニ御説ノ點モ私ハ痛感致シテ居リマス次第デゴザイマス、ドウ云フ風ナ銀行行政ガ其國ニ適當シテ居ルカト云フコトハ、餘程其國ノ產業其他ノ經濟事情ニ考ヘテ、細カニ立案シナケレバナラヌモノダト思フノデゴザイマス、大銀行主義ガ宜シイカ、若クハ地方分散ノ銀行ガ宜シイカ、若クハ之ヲ併用スルガ宜シイカ、色々議論モ立チ得ルデアラウト思フノデゴザイマス、唯、今日マデノ経過ヲズット申上ゲテ、御参考ニ資シテ置キタイト思フノデアリマスガ、日本ノ銀行制度ヲ採用致シマシタ明治二十三年ノ銀行條例、其前カラ銀行其モノハアリマシタノデスガ、銀行條例ガ明治二十三年ニ制定サレマシテ、ソレカラ最近銀行法ト云フノガ昭和二年ニ發布ニナリマシテ、昭和三年ノ一月カラ實行ニナリマシタ、其沿革ヲ見マスト、從前日本デ銀行ガ出來マシタ當時ハ、如何ナル小サイ僻村ノ所デモ、苟モ金錢ノ貸付ヲ爲ス場合ニハレバ、或ハ預カルト云フ事實ガアレバ、

之ヲ許シテヤル、要スルニ金ヲ貸スト
事實ガアレバ、或ハ預カルト云フ
ト云フ位ノ進ンダ銀行ノ免許ノ仕方デ
ゴザイマシテ、御承知デモアリマセウ
ガ、縣ニ依ッテハ資本金三千圓ト云フ銀
行モゴザイマシタガ、一萬圓未滿ノ銀
行モゴザイマシタ、銀行ノ總數ノ最モ
多カツタ時ニハ二千百幾ツト云フコト
ヲ算ヘタ時代ガアルノデゴザイマス、
斯ウ云フ風ナ工合ニ考ヘマスト、銀行
ハ相當濫設ノ弊ニ苦ンダ、デ明治四十
年時代カラハ寧口此銀行濫設ノ弊ヲ痛
感シテ參リマシタ、其結果トシテ預金
ノ競争ガ起リマス、預金ノ利息ヲ争ウ
テ、其結果餘程資金ノ「コスト」ト云フ
モノガ高クナリマシテ、銀行ノ爲ニ却
テ地方金融ニ困難ヲ來スト云フ風ナ事
情モアリマシタノデス、庶民金融ノコ
トニ付キマシテモ御觸レニナリマシタ
ガ、明治二十三年デシタカニ、信用組合
法ガ布カレマシテ、其方面ニ依ル所ノ
庶民金融機關モ相當數ガ殖エテ參リマ
シテ、今日デハ一萬二千ト云フ風ナ信
用組合ノ數モゴザイマス、其後ニハ大
正四年ニ無盡業法ガ布カレマシテ、此
數モ全國ニ二百八九十、三百近クノモ
ノモゴザイマス、其他金融ノ機關トシ
マシテハ、相當ナ形ニ於テ地方ニ混亂
混戰ノ状態ガ行ハレテ居リマシタノデ、

全體ノ上カラ見マシテ、斯ウ云フ風ナ
銀行ノ状態デハ宜シクナイト云フノ
デ、其後預金協定ヲ締致シマストカ、
或ハ本支店ノ設立ニ付テ相當嚴重ナ制
裁ヲ致シマストカ云フ風ナ具合ニ進ミ
マシテ、遂ニ金融制度調査會ト云フノ
ガ出來マシテ、其調査會ノ答申等モ參
照致シマシテ、昭和二年ニ新シイ銀行
法ガ出來マシタ、是ハ御承知ノ通り原
則トシテ資本金百萬以上ト致シマシ
テ、唯、人口一萬未満ノ所ニハ、從前存
置シテ居ルモノニ限リテ五十萬以下デ
モ宜シイ、東京大阪ダケハ例外トシテ
二百萬圓以上トナッテ居リマスガ、サウ
云フ風ナ具合ニ進ンデ參ッテ來テ居リ
マス、今日是等ノ銀行ノ實情ガ日本ノ
產業ト、ソレデハ相關係シテ宜シイカ
ドウカト云フ風ナコトニナリマスレバ、
大體ニ於テ此銀行ト云フモノニ對スル、
行政ハ、時ノ宜シキニ進ンデ來テ居ル
ト思フノデアリマスガ、唯、遺憾ナノ
ハ、此庶民金融ノ方面デアリマス、其當
時カラシテ庶民金融ノコトモ、ヤハリ
問題ニナリマシテ、是非一ツ此方面ハ
具體化サセタイト云フ風ナ案モゴザイ
マシタ、事務當局ニ於テハソレノ\調
査ヲ致シテ居ル次第モアルノデゴザイ
マス、只今此銀行ノ方カラ一ツ見マシ
テ、庶民金融機關ノ全部ヲ取扱フコト
ガ出來ルカドウカト云フコトハ、是ハ

一寸目的ヲ達シ兼ネルグラウト思フノ
デアリマス、銀行ト庶民金融機關トハ
自ラ其異ナル職制方面モアリマスカ
ラ、庶民金融機關ニ付キマシテハ、モウ
一段ノ研究ヲ致シマシテ適當ナル案ヲ
考ヘナケレバナラスカト、私共モ考ヘ
テ居ル次第デアリマス、銀行行政ノ沿
革ハ其通リデゴザイマスガ、其他ノ點
ニ付キマシテハ、尙ホ廣ク此日本銀行
制度ニ關係致シマシテ、之ヲ適當ニ產
業ノ上ニドウ云フ風ナコトニナルデア
ラウカト云ラヤウナ御質問モアリマシ
タヤウデスガ、大臣ガ度々ノ機會ニ於
テ仰セラレタ通り、日本銀行ノ制度改
善ト云フコトガ、要スルニ現在ノ通貨
供給ノ根柢デゴザイマスカラシテ、其
根柢ヲ養ヒマシテ、其根柢ノ上ニ基イ
テ適當ナル方策ヲ樹テ、行クト云フコ
トノ爲ニ、第一ニ此日本銀行ノ制度ノ
改正ヲ企テタ次第デアリマス、左様御
承知ヲ願ヒマス

○森田委員 私ハ今ノ御尋シタコトニ
關スル御答ナリ、兌換券ノ増發ナリ、其
ノ他御尋シタイノデアリマスガ、是ハ
大藏大臣ニ御尋ネセント、所謂此内閣
ノ行ハル、所ノ政策ニ關スルコトデア
リマスカラ、私ハ大藏大臣ニ質問出來
ル機會マデ質問ヲ留保シテ置キマシ
テ、政府委員ノ方ニ御尋スルコトヲ打
切リマセズ、此儘ニシテ置キタイト思

○駒井委員 納付金法ニ付テ二三點御
尋ネ致シタイト思ヒマス、此理由書ヲ
拜見致シマスト、現在ノ制度ガ日本銀
行ノ特權及ビ特權的地位ニ調和シテ居
ニ基ク利益ト調和スルヤウニ考ヘマ
ス、此點ヲ一つ御伺ヒ致シマス

○大久保政府委員 日本銀行ノ特權並
ニ特權的地位ニ對シテ現在ノ發行稅ガ
寧ロ適當シテ居ルト言ヒマスカ、均衡
ヲ得テ居ル、此納付金制度ノ方ガ却テ均
衡ト云フコトガ、私達ノ法ニ依リマスト
ナ御趣旨ノヤウニ承リマシタガ、私達
ヲ見ル所デハ、發行稅制度ハ、第一ニ此
現現在ノ法ニ依リマスト云フト、千分ノ
十二半ト云フ稅ヲ課セラレテ居リマ
ス、日本銀行ノ發券ニ依リマシテ生ジ
タル所ノ利益ヲ標準ニスルノデハナク
テ、出タ所ノ發行高ヲ標準ニ致シマシ
テ、千分ノ十二半ト云フ風ニ課シテ居
リマスカラシテ、日本銀行ノ利益ト云
フモノト、直接ニ一致シテ居ルト云
タラムノ多少、其當時ノ兌換券發行ノ實
情ニ伴ヒマシテ、色々ノ場合ヲソコニ來
スコトニナリマス、ソレヲ一律一體ニ
千分ノ十二半ト云フ風ナ工合ニ課スル
ト云フコトハ、ドウモ均衡ガ取レテ居
ラス、斯ウ云フヤウニ認メマス、ソレラ
云フ關係ハ、是ハ其得マシタ所ノ純益
ノ全部ヲ抑ヘテシマッテ、納付金デモス
ルトカ云フ風ナ場合ニハ、餘リ問題ニ
ナイ納付金デアリマスト云フト、全體

○駒井委員 全部ノ利益ニ負擔サセル
ト云フコトニナリマスルト、日銀ノ納
メテ居ル所得稅トカ、營業收益稅トカ
云フモノハ、免除スルノガ本當デハナ
イデセウカ

○大久保政府委員 所得稅、營業稅ト
云フ關係ハ、是ハ其得マシタ所ノ純益
ノ全部ヲ抑ヘテシマッテ、納付金デモス
ルトカ云フ風ナ場合ニハ、餘リ問題ニ
ナイ納付金デアリマスト云フト、全體

フノデアリマス

○駒井委員 納付金法ニ付テ二三點御
尋ネ致シタイト思ヒマス、此理由書ヲ
拜見致シマスト、現在ノ制度ガ日本銀
行ノ特權及ビ特權的地位ニ調和シテ居
ニ基ク利益ト調和スルヤウニ考ヘマ
ス、此點ヲ一つ御伺ヒ致シマス

○駒井委員 今ノ御説明ニ依リマスト、
リマスダケ、ソレダケ發行券ノ收縮ニ
ナリマス、其預金ニ付テハ、現行法ニ依
テ色々ノ又作用ヲシテ居リマス、現ニ

政府ノ預金ノ如キハ——政府預金ガア
リマスダケ、ソレダケ發行券ノ收縮ニ
ナリマス、其預金ニ付テハ、現行法ニ依
テ色々ノ又作用ヲシテ居リマス、現ニ

シウゴザイマスカ

○駒井委員 今ノ御説明ニ依リマスト、
リマス通リ、其事業年度ニ於ケル純益ノ
全部ヲ標準ニシテ課稅致シマス、ソレ
デ只今マデ、發行稅トカ、制限外發行
稅トカト云フ風ナモノハ、從前デ言ヒ
マスト、是ハ經費ニナッテ居リマシタノ
デスガ、今後ハ是等ノモノハ純益ニナ
ル譯デス、ソレラヲ包含シマシタル全
部ノ其年度ノ純益金ニ對シマシテ、此
所定ノ順序デ納付金ヲ納付セジメル、
斯ウ云フコトニナリマス

○駒井委員 全部ノ利益ニ負擔サセル

ト云フコトニナリマスルト、日銀ノ納

メテ居ル所得稅トカ、營業收益稅トカ

云フモノハ、免除スルノガ本當デハナ

イデセウカ

○大久保政府委員 所得稅、營業稅ト

云フ關係ハ、是ハ其得マシタ所ノ純益

ノ全部ヲ抑ヘテシマッテ、納付金デモス

ルトカ云フ風ナ場合ニハ、餘リ問題ニ

ナラスト思ヒマスガ、今日ノヤウナ課

日本ノヤウナ制度ヲ採ツテ居ルノハ諸威ト日本シカナイ、其制度ヲ此程度ノ改正ヲ以テ満足サレテ居ルカ、現狀已ムヲ得ヌ意味カ、根本的ニ思切ッタ改正ヲ爲サラナカツタカト云フ一事デアリ

二

○高橋國務大臣 御尋ノ趣意ハ正貨準備トカト云フヤウナコトヲ基礎ニシテ兌換券ノ發行ヲスルト云フコトヲナゼウカ、只今ノ所デハ今ノ制度ヨリ外ニ仕方ガナイト、斯ウ考ヘテ居リマス、他日世界各國ガ昔ノヤウニ世界共通ノ本位制度ト云フモノガ定ツテ、圓滑ニ行ハレル時ニナツタナラバ、ヤハリ我國ニ於テモソレニ順應シテ改メテ行カナケレバナラヌ必要ガ起ル、斯ウ考ヘテ居リマス、今ノ所デハ我國デハ實際不換紙幣デアリマス、不換紙幣ノ制度ニアリマス

タモノハ依然トシテモトノモノヲ、少シ改正シタノニ止ルノデアルガ、今日ノ金融ノ情勢デ已ムヲ得ナイト云フ御趣旨ナンデスカト聞イテ居ルノデアリマス

○高橋國務大臣 今日ノ金融制度トシテ、已ムヲ得ヌト心得テ居リマス、外國ノ國々ノ貨幣ニ重キヲ置イテ我國ノ通貨制度ヲ定メルト云フヨリハ、先づ内國ノ物價ノ水準ヲ餘リ動カサナイヤウナコトヲ第一トシテ、ソレデ立ッタ制度デアリマス、已ムヲ得ヌト考ヘテ居リマス

○田中委員 先刻大藏大臣ノ御留守ニ、利益處分案ニ付テ聽キマシタ時ニ、多少ノ不備ノ點モアルカモ知レヌガ、日銀ノ制度ハ餘リ動カサヌ程度ニ於テ行キタイト云フヤウナ御趣旨ノ御答辯ガアリマシタ、ソレ以上突込マナカッタノデアリマスガ、只今ノソレモ大ナル變化ハナクシヨウト云フ御趣旨デアリ、又只今ノ御話デモ物價ニ大ナル影響ノナイヤウニト云フ風ニ、此處デ聽キ取レタノデアリマスガ、無論日銀ノ制度ノ改正ハサウナケレバナラヌト思フノデアリマスカラ、私達ハ保證發行ノ十億ト云フコトヲ繰返シ質問致シテ居ルノデアリマス、常ニ其制度ヲ改正スル場合ニハ、改正スル時ヲ基本トシテ、其

サウアルベキモノダト思フノニ、今日
特ニ十億ト云フコトニ急ニ思ヒ切ツテ
セラレタ、其點ハ本會議デモ十分御聽
キスルコトガ出來ナカッタノデアリマ
スガ、將來相當要ルヤウニナルダラウ、
ソレヲ見越シテト云フヤウナコトデゴ
ザイマシタガ、大ナル變化ヲサセマ
ト云フ御趣旨デ此法案ガ一貫シテ居ル
トスルナラバ、タッタ一ツ其處ノ處ダケ
ガ違フト思ヒマスガ、其點ニ付テモウ
一遍承リタイノデアリマス

○高橋國務大臣 十億ガ多イト云フ御
考ノ下ニ、其御尋ガアルノデアリマセ
ウガ、若シサウデアルナラバ、是ハ假
令十億ガ多クテモ中央銀行ノ機能ト云
フモノハ——金融界ヲ統制シテ行ク機
能ト云フモノハ利息ノ働キト、金利ノ
働キト、ソレカラ一ツニハ金融界ガ通
貨不足シテ、徒ニ金利バカリ高イ、金
利ガ高クナツタ時分ニハ、持ツテ居ル所
ノ資金ヲ以テ、即チ保證準備ノ力ニ依ツ
テ、世ノ中カラ寧ロ公債ヲ買取ツテ、世
ノ中ニ通貨ヲ供給スル、サウシテ其金
利ノ高イノハ殖産興業ニ不便ナリトス
レバ、ソレニ依ツテ以テ金利ヲ下ゲル、
又餘リ世ノ中ガ調子ニ乗ツテ空景氣
一時ノ景氣ヲ喚起シテ、後ニ弊害ヲ
生ズルト云フヤウナ場合ニハ先づ以テ
金利ヲ高メル、金利ヲ高メルト同時ニ
又健全ナルモノニ害ガ及ブト云フ場合

ニハ、世ノ中ニ要ラヌ所ノ輻湊シテ居ル所ノ
通貨ヲ引揚ゲル、是ガ中央銀行ノ主ナ
ル機能デアリマス、金利ヲ上ゲタリ下
ゲタリスル力ヲ自ラ持ッテ居ル所ノ通
貨ノ力ヲ以テ、世ノ中ニ供給シタリ、
或ハ又世ノ中ニ餘ツタモノヲ、自分ノ
持ツテ居ル公債證書ヲ出シテ引締メル、
此ニツヨリ外ニ金融統制ノ力ハ中央銀
行ニハナイト思ヒマス、其力ヲ健全ニ
使用サシテ行ツタラ宜カラウ、敢テ今日
之ガ八億ガ適當トカ十億ガ適當ト云フ
コトハ、是ハ各々推定ニ依ッテ適否ヲ
定メルヨリ仕方ガナイ、之ヲ政府委員
ヨリ御答シテ居ルグラウト思ヒマスガ、
此十億ト定メタモノモ、相當過去ノ事
實ヲ基礎トシテ定メタモノデアリマス
○田中委員 ソレデハ問題ガニツニナ
ルノデアリマスガ、過去ノ事實ヲ基礎
ニ十億ニ定メタト云フコトデアリマス
ガ、過去ノ事實ハ大分昔ノ事實ニナリ
マスガ、私共ト所見ヲ異ニシテ居リマ
ス、モウ一ツハ日銀ノ仕事ヲ國債ノ賣買
買申サレマシタガ、商業手形ノ賣買
ノ間違デハアリマセスカ、公債ニ付テ
寧ロ今日私共ノ怖レテ居リマスル所ハ、
十億ニ擴張シテ日本銀行ヲシテ多クノ
國債ヲ所有セシメヨウト云フ御考ト聞
イテ居リマスガ、是ハ大藏大臣ノ認可
ヲ要スルコトニナツテ居リマスガ、無制

限ニソレヲ持タセヨウ、國債ヲ擔保ニシタモノヲ無制限ニ貸出スヤウニナルノデアルカ、ソレヲ承リタイ、寧ロ國債ノ賣買ト云フヨリモ、日銀ノ主ナルモノハ大藏證券、商業手形ノ賣買デハアリマセヌカ

○高橋國務大臣、ソレハ大藏省證券、商業手形ト云フモノモ無論含マレテ居リマスガ、併シソレデハドウモ足ラナイ、從來倫敦邊リデ、是モ舊イト仰シヤレバ舊イト思ヒマスガ、英蘭銀行ニ、私幸ヒ彼所ニ居ツタノデアリマスガ、始終生意ヲノテ居ツタノデアリマス、只今

申シタ通り、英蘭銀行ノ平素ノ仕事ハ、
英蘭銀行ニ特殊ノ仲買人、ソレニ依ツテ
市中ノ又銀行ヲソレデ制肘スルヤウナ
働キヲシテ居ル、英蘭銀行ノ資金ヲ以
テ、ソレデ力ノ及バヌ所ハ、公債證書
ヲ英蘭銀行デ買入レタリ、或ハ金融逼
迫ノ場合ニハソレヲ買入レタリ、金融
ガ餘リ多クナツテ却ツテ他カラ這入ツテ
來ル資金モ出テ行キ、己ノ資金モ他ノ
國ヘ出テ行タト云フ場合ニハ、金利ヲ
高クスルノハ當リ前デアルケレドモ、
高クシタ場合ニハ、他ノ眞面目ナ商賣
人ガ困ル、サウ云フ時分ニハ公債ヲ賣ツ
テ外國ヘ逃ゲテ行ク金ヤ何カヲ英蘭銀
行ガ吸收シテ行ク、斯ウ云フ方法ヲ執ツ

アリマセウガ、寧ロ日本銀行トシ・マシ
テハ、公債ノ所有額ハ——或ハ公債ヲ
擔保トシテ貸スニハ、其ニツニハ自ラ
制限ヲ置クノガ當然デ、若シ長期ノモ
ノヲ持ツトシタラ、其所有ニ付テ資本
金ト積立金ノ限度ニ制限スルトカ、或
ハ其他一定ノ標準ヲ置クトカ、或ハ公
債ヲ擔保ニ貸出ヲスルトスルナラ、其
他ノ商業手形ノ貸付ノ、何割トカニ、
其制限ヲ置クベキガ當然デアル、諸外
國ノ事例モサウナツテ居ルヤウニ、私共
ハ思フノデスマガ、如何デアリマスカ
○高橋國務大臣 只今ノ長期ノモノヲ
持ツト云フコトニ付テ、資本金、拂込高
及積立金ニ制限ヲスルト云フコトハ、
是ハ普通ノ銀行ニ對シテハ、必要ナ手
段デアルゾデアリマス、併シ中央銀行
ト云フモノハ、必ズサウ云フ譯ニ行カ
ヌト云フノハ、モウ既ニ今日我國デ、
現在ヤツテ居ル通り、滿洲事件ト云フモ
ノハ、非常ナコトニナツテ居ル、ドウシ
テモ中央銀行ノ力ヲ借リルヨリ仕方ガ
ナイ、ソレヲ使フヨリ仕方ガナイ、サ
ウ云フ場合ニ於テ、今ノヤウニ長期ノ
モノハ、資本金、拂込額及積立金以上
ヲ超スコトハ相成ラヌト云フ法律ヲ、
我ガ中央銀行ニ對シテ設ケルト云フコ
トハ、今日宜クナイト私ハ考ヘマス
○田中委員 私共ガ一番心配シテ居ル
ノハ、其處ナノデアリマシテ、將來相

當金ガ要ルデアリマセウ、ソレヲ豫想致シマシテ、其公債ヲ悉ク日銀ニ持ッテ來ヨウト云フ、其政策ニ危ナサヲ感ジテ居ルノデアリマス、ソレデ獨逸ナンカモ、サウデスガ、戰時非常ノ折ニソレヲヤリマシテ、後トデ拾收ガ付カナクナツタ、日本ハソンナコトニハナリスマイガ、少クトモソンナヤウナコトニナリ兼ネナイ狀態ニ置カウト言ハレルコトニ、甚シク私共ハ虞ヲ爲シテ居ルノデアリマス、ソコガ聽キタカッタノデアリマス

モノヲ、後トデ直シテ行カナケレバナ
ラナイノデ、其時ニ之ガ堅實ノ方法ダ
カラシテ、是ヨリシヨウガナイ、中央
銀行ノ機能ヲ政府ガ使フコトハ相成ラ
スト言ツテハ、是ハ非常時ノ場合ニハ、
如何トモ仕方ガナインデアリマス
○田中委員 マア戰爭ノ場合ナンカハ
ソレハソンナコトニナリマセウガ、今
日ノ場合ニ、來年モ亦滿洲ノ事件費ガ
相當要リマセウ、併シ外ヘサウ要ル時
ニハ、内デ始末ヲスル方法ヲ考ヘルナ
リ、何トカ方法ガアリサウナモノダト
思フ、ソレヲドウモ今日ノ——一體國
難トカ、非常時ト云フ言葉ハ、頗ル疑
問ガアルト思ヒマスガ、マア非常時ト
云フナラ、非常時ニシテ置イテ、ソレ
ハ別トシマシテ、今日ノ狀態ヲ繰返シ
ヌヤウニ、大切ニ之ヲ守ツテ行キマスル
テ、後トデ納リガ著クノデアリマセウ
カ、私ハ寧ロ成ルベク日本銀行ヲ壞サ
ヒマス、來年モ亦ウント公債ヲ引受ケ
ルト云フヤウナコトニ慮ツ持ツテ居リ
マスノデ、特ニ其點ヲ心配スルノデ、
ソレガ本當ナノカドウカ伺ヒタイノデ
アリマス

第五章第二號 登場銀行等條例中改正去律案(政府提出)外三件委員會議錄

テ居ル秋ハ恐クナカラウト思フ、上海ノ事件ト云ヒ、満洲ノ事件ト云ヒ、何時是デモウ安心ダト云フコトノ結果ヲサウ出シチャイカヌカラシテ、満洲ハ是デ引上ゲテ了ヘト云々タ所デ、國民ハ納ラヌデセウ、私ハ今日ハ非常ナ時ダト思ツテ居ル、唯、宣戰ノ布告ガナイト言ヘバ、ナイケレドモ、事實ハドウデス、上海ニ出シタ兵ト言ツテモ、七萬以上ノ兵ヲ出シテ居ル、今日満洲ニ出テ居ル兵ト雖モ、三萬以上四萬、モット殖ヘルカモ知レスト云フ傾向ガアル、唯、吾々願フ所ハ、此上他ノ國トノ争ヒガ生ジナイヤウニト云フコトヲ希ツテ居ルノデアリマス、アレダケノコトヲ満洲デシテ、是デモウ財力ガ續カヌカラ仕方ガナイト言ツテ捨テ、シマッテハ是デハ國民ガ納リマスマイ、サウ云フ前途ノ分ラナイ、測リ知ルベカラザルコトガ前途ニ横ツテ居ル、之ヲ非常時ト見ナイノハドウ云フモノデアルカ、私ハドウシテモ平常時デアルトハ認メラレナイ

モノガ必要ダト思フノデスガ、是ハ幾ラ言ヒマシテモ切リガアリマセヌカラ、他ノ事ニ行キマセウ、ソレカラ資本逃避ノ防止ニ付キマシテ色々御伺シマシタガ、是ハ隨分穴ノ多イ法律デアリマシテ、色々聽キマシテモ、逸レル道ガ多々ゴザイマス、其穴ノ多イ所ヲ最後ニ抑ヘルニハ、罰則ヲウント重クシテ抑ヘルノダト、斯ウ云フコトデゴザイマスガ、寧ロモット精細ニ規定ヲシテ、罰則デ抑ヘルトシテモ、精細ニ規定ヲシテ、國民ニ據ルベキ所ヲ知ラセルト云フコトガ——命令デキメヨウト思テ居ラレルコトモ、寧ロ法律デキメルト云フコトガ、親切ナヤリ方デハナイカト思フノデゴザイマスガ、其點ニ付テノ所見ヲ承リタイノデアリマス

○高橋國務大臣　是ハ法律ガ出ルト間モナク矢張省令ヲ出し、命令ヲ出スノデアリマス、サウシテ國民ニ明カニスウ云フコトヲ守ランナラスト云フコトヲ示ス筈デアリマス、是ハ法律デアラウト省令デアラウト、國民ヲシテ此法案ノ趣旨ヲ、實行上貫徹サセルコトニ於テ、誤リノナイヤウニ致シテ置ク積リデアリマス

○田中委員　其命令ノ大筋ノ内容ダケヲ委員會ニ於テ御示シ願ヘナイモノデアリマセウカ、明日デモ結構デゴザイ

マスガ……

○高橋國務大臣 大體ハ調査ガ出來テ居ルサウデスケレドモ、マダ此委員會ニ於テ公表スルマデニハ進ンデ居ラヌサウデアリマス

○田中委員 此法案ノミヲ見マシタダケデハ、果シテ私共ハ是デドウシテ宜イモノカ、見當ノ付キ兼ネル所ガアルノデアリマスガ、出來ルダケ示シテ貲ヒマスト、非常ニ宜イト思フノデアリマス

○高橋國務大臣 其御氣付ガアルナラ寧ロ参考ノ爲ニソレラ十分ニ御述ヲ願ヒタイト思フノデスガ……

○田中委員 大藏大臣ハ時間ガアリマスカ、言ヘト仰シヤイマスナラ幾ラデモアルノデアリマス、時間ガアリマスナラバユツクリヤリマス

○高橋國務大臣 ドノ位ヤルノデスカ……(笑聲)

○小川委員 一寸ソレニ關聯シテ御願シタイノデスガ、何時モ法律案ガ出マシテ、ソレニ、勅令ニ讓リマシタコトニ付テハ、大體キマツテ居ナイデモ、未定稿トシテ、勅令案ナルモノヲ同時ニ示サレテ居ルコトガ、能ク例ニナッテスガ、大體總テ法律ガ勅令ニ委ネルトルノヲ承知シテ居リマス、勿論未定稿デ宜シイ譯デ變ツテモ宜イノデアリマスガ、大體總テ法律ガ勅令ニ委ネルト云フヤウナ場合ニハ、凡ソノ輪廓ダケハ勅令案ノ或ル事項トシテノ御示ニナ

ル方ガ、却テ都合ガ好イノデヤナイカト思ヒマス、他ノ方ニモ隨分アッテ、私ハ屢々法律案ノ委員會ニモ出マシタガ、サウ云フ例ガ多イト考ヘマス、サウセヌト色々ト想像的ニ、委員ノ意見ヲ色々ト言ツタ所デ、私ハドウモ始マラヌデヤナイカト思フ

○高橋國務大臣 是ハ中々重大ナ事デアリマスルカラシテ、大藏省ニ於キマシテモ十分ニ考慮シ、又審議ヲモシテ大體ノ輪廓ダケハ備ツタヤウデアリマスケレドモ、マダ之ヲ公表スル程ニ進ンデ居ラヌノデアリマス、而シテ委員ノアナタ方ガ此法律ヲ基礎トシテ、斯ウ云フ事ハ是非省令ナリ命令ナリヲ設ケルトカ、斯ウ云フ所ヲ落シテハイカヌ、斯ウ云フ所ヲ行キ過ギテハイカヌ、ソレガ大變参考ニナル、私ガ此處デ、時間ガ許サヌデ御聽キ申スコトガ出來ナクテモ速記ニ載リマスカラ、十分ニ御意見ノアル點ヲ御述ニナルヤウニ、偏ニ希望スルモノデアリマス

○小川委員 是ハ衆議ヲ聽取ラレルト云フ大藏大臣ノ御襟度ハ、大變結構ナコト思ヒマスガ、併シ政府ニ於テモ、凡ソ、何條々々ト云フノデアリマセヌデモ、何々スルコトヽト云フヤウナ凡ソノ輪廓ダケハ勅令案ナリ、或ハ省令案ニ書カウト云フコトヲ御示シニナ

ルノガ——或ハ後ニソレガ別ニ變ツテ
モ、是ハ未定稿デアルト仰シャルノハ
宜イト思フノデアリマスガ、實際斯ウ
云フ大キイ問題ヲ、唯委員ニ意見ガア
レバ何カ申出ヨト云フコトハドウデゴ
ザイマセウカ、モウ少シ踏込ンデ、是ハ
斯ウ思ツテ居ル、此點ニ付テハ斯ウダト
云フコトデ御示シヲ願フ方ガ、宜イノ
デハナイカト思ヒマスガ、大藏大臣ニ
モウ少シ其邊ニ付テ御示シヲ願ヒタイ
ト思ヒマス

ニナササウニ承リマシタ、若シサウダ
トスレバ、今日ノ金融ノ不安ヲドウ云
フ風ニ御除キニナル積リデアリマセウ
カ、私共ノ觀マス眼デハ、成程日本銀行
ノ保證發行ノ限度ヲ擴張ナサイマシ
タ、サッキ、ソレヲ以テ公債ヲ買ウノダ、
斯ウ云フヤウナ御口振リデアリマシタ
ガ、ソンナコトモ有效カモ知レマセヌ
デスガ、今日ノ金融界ノ不安ヲ除クニ
ハ逃避資本ヲ取戻スコトガ一番妙藥ダ
ト思ツテ居ルノデスガ、其御考ハナイノ
デアリマセウカ

ル、斯ウ云フコトガ出來ル
○田中委員 サウスルト國內ニハ持ツ
テ來ヌ、海外ノ支拂ニ充テル、斯ウ云
フ意味デスネ、私共ハ之ニ依ツテ金融ノ
不安ヲ一掃シヨウト云フノデアリマス
ガ、ソレ以外ニ今日ノ金融界ノ不安ノ
状態ヲ除ク方法ガゴザイマセウカ、其
御所見ガ承リタイノデアリマス

○高橋國務大臣 内地ノ人ガ今外國デ
持ツテ居ル金ヲ内地ニ取戻サセルノガ、
金融不安ヲ除ク唯一ノ方法ダト云フ御
話デアリマスガ、ソレハ私諒解ガ出來

○高橋國務大臣 地方ニ預金引出ヤ何カゝ諸處ニ起リマシタ、ソレハ色々ノ流言蜚語ガ原因ニナッタコトモアリマス、或ハ又他カラ見テ銀行ノ經營振ガ其當ヲ得テ居ナイ、ア、云フ風ニヤッタラドウナルダラウ、サウ云フ人ノ疑ヲ持ツテ居ル銀行モアル、ソレモ突發デヤナイ、豫テカラモウ彼ノ銀行ハドウダラウト云フ心配ヲスルノハ、中ニハ一年モ二年モ前カラ心配サレテ居ッタ銀行モアル、預金ノ引出ト云フノガ一番今日銀行デ困ル、ソレデアリマスカラ銀行ニ對シテノ信用ガ今日ハナクナッテ、預金ヲスルノヂヤナイ、寧ロ成ベク不安ナ銀行カラ引出シテ、安心ナ所ヘ預金ヲ移サウト云フノガ預金引出トナル、ソレ等ハ銀行ノ數カラ言ヒマスト、サウ澤山ハナイ、時々援助ヲ求メテ來ルモノハ、矢張リ季節的ニ平素得意ニ金融ヲシテ居ル、其金融ガ梗塞ヲスル爲ニ、ソレガ延イテ銀行ノ信用如何ト云フコトニ及シテ來テ、遂ニ地方ノ豫テ銀行カラ融通ヲ受ケルト期待シテ仕入ガ出來ナイ、サウ云フコトモ起ル、其高ト云フモノハ世間デ言フヤウニ大キナ高デハナイ、實際ニ當ツテハ、多クテ今三百萬カ五百萬ノ融通資金ガ出來

レバ、從來ノ通リ季節的ニ必要ナ金ヲ得意ニ對シテ出シテヤルコトハ出來ル、其金ガ何處へ行ツテモ得ラレナイ、然ルニ自分ノ處ニ有價證券デ擔保ニ利クヤウナモノハ大抵出シテシマッタ、残ルトコロノモノハ多クハ不動産デアルト云フノガ多イ、ソコデモウ既ニ不動産ヲ資金化スルト云フコトハ著手シテ居ル、世間ノ聲程大キナ高ヂヤナイ、實例ヲ以テ見マシテモ、一二ノ銀行ハ五百萬圓、六百萬圓ト云フ不動産ニ貸付ヲシテ居ツテ困ツテ居ル、幾ラノ金ニ困ツテ居ルカト云フト、百萬圓前後ノ金ガアレバ、地方ノ人モ困ラズニ行ケル、ソレデ先ヅ預金部ニ於テ二億圓ヲ拵ヘテ、地方銀行ガ土地ニ對シテ固定シテソレデ先ヅ預金部ニ於テ二億圓ヲ拵ヘテ、國民ガ進ンデ其稼業ニ樂ンデ働くヤウニナルト云フノハ、金融ノ制度バカリヂヤイカナイ、從テ總テノコトガソレニ伴ツテシマハナケレバイカナイ、ケル、斯ウ云フコトヲ實行シカ、ツタ○田中委員 大藏大臣ニ聽クト金融界ガ如何ニモ平和ノヤウデアリマスガ、事實ハ中々サウデアリマセヌ、不動産ニ金融ノ途ヲツケルダケノコトニ依ツテ、金融ノ不安ハ一掃ナレルト云ハレルノデスカ、今日ノ金融ノ梗塞ノ狀態ハ二億圓モ出セバ打破出來ルト思ハレマスカ、一體二億圓出シテ借リニ來マセウカ、其御見込ハドウデゴザイマセウ

○高橋國務大臣 皆借リニ來ルヤウデ

スナ、唯、二億バカリガ目當ヂヤナイ、サウナツテ來ルト大銀行ナドガ、十分資ガ、普クサウ云フ機關ヲ經テ全國ニ及ぶ、ソレダケノコトニ依ツテ今日ノ金融カタ、事實ニ依ツテ争フコトニ致シマセウ、ソレダケノコトニ依ツテ今日ノ金融梗塞ヲ綺麗ニ一掃スルコトガ出來ルト思ハレマスカ、ソレニ依ツテ日本ノ經濟状態ガ、少クトモ金融ノ方面カラ見レバ好クナルト思ハレマスカ

○高橋國務大臣 此財界ノ不安ヲ除イテ、國民ガ進ンデ其稼業ニ樂ンデ働くヤウニナルト云フノハ、金融ノ制度バカリヂヤイカナイ、從テ總テノコトガソレニ伴ツテシマハナケレバイカナイ、ケル、斯ウ云フコトヲ實行シカ、ツタ○田中委員 大藏大臣ニ聽クト金融界ガ如何ニモ平和ノヤウデアリマスガ、事實ハ中々サウデアリマセヌ、不動産ニ金融ノ途ヲツケルダケノコトニ依ツテ、金融ノ不安ハ一掃ナレルト云ハレルノデスカ、今日ノ金融ノ梗塞ノ狀態ハ二億圓モ出セバ打破出來ルト思ハレマスカ、一體二億圓出シテ借リニ來マセウカ、其御見込ハドウデゴザイマセウ

スナ、唯、二億バカリガ目當ヂヤナイ、サウナツテ來ルト大銀行ナドガ、十分資ガ、普クサウ云フ機關ヲ經テ全國ニ及ぶ、ソレダケノコトニ依ツテ今日ノ金融カタ、事實ニ依ツテ争フコトニ致シマセウ、ソレダケノコトニ依ツテ今日ノ金融梗塞ヲ綺麗ニ一掃スルコトガ出來ルト思ハレマスカ、ソレニ依ツテ日本ノ經濟状態ガ、少クトモ金融ノ方面カラ見レバ好クナルト思ハレマスカ

○高橋國務大臣 此財界ノ不安ヲ除イテ、國民ガ進ンデ其稼業ニ樂ンデ働くヤウニナルト云フノハ、金融ノ制度バカリヂヤイカナイ、從テ總テノコトガソレニ伴ツテシマハナケレバイカナイ、ケル、斯ウ云フコトヲ實行シカ、ツタ○田中委員 大藏大臣ニ聽クト金融界ガ如何ニモ平和ノヤウデアリマスガ、事實ハ中々サウデアリマセヌ、不動産ニ金融ノ途ヲツケルダケノコトニ依ツテ、金融ノ不安ハ一掃ナレルト云ハレルノデスカ、今日ノ金融ノ梗塞ノ狀態ハ二億圓モ出セバ打破出來ルト思ハレマスカ、一體二億圓出シテ借リニ來マセウカ、其御見込ハドウデゴザイマセウ

スナ、唯、二億バカリガ目當ヂヤナイ、サウナツテ來ルト大銀行ナドガ、十分資ガ、普クサウ云フ機關ヲ經テ全國ニ及ぶ、ソレダケノコトニ依ツテ今日ノ金融カタ、事實ニ依ツテ争フコトニ致シマセウ、ソレダケノコトニ依ツテ今日ノ金融梗塞ヲ綺麗ニ一掃スルコトガ出來ルト思ハレマスカ、ソレニ依ツテ日本ノ經濟状態ガ、少クトモ金融ノ方面カラ見レバ好クナルト思ハレマスカ

○高橋國務大臣 此財界ノ不安ヲ除イテ、國民ガ進ンデ其稼業ニ樂ンデ働くヤウニナルト云フノハ、金融ノ制度バカリヂヤイカナイ、從テ總テノコトガソレニ伴ツテシマハナケレバイカナイ、ケル、斯ウ云フコトヲ實行シカ、ツタ○田中委員 大藏大臣ニ聽クト金融界ガ如何ニモ平和ノヤウデアリマスガ、事實ハ中々サウデアリマセヌ、不動産ニ金融ノ途ヲツケルダケノコトニ依ツテ、金融ノ不安ハ一掃ナレルト云ハレルノデスカ、今日ノ金融ノ梗塞ノ狀態ハ二億圓モ出セバ打破出來ルト思ハレマスカ、一體二億圓出シテ借リニ來マセウカ、其御見込ハドウデゴザイマセウ

スナ、唯、二億バカリガ目當ヂヤナイ、サウナツテ來ルト大銀行ナドガ、十分資ガ、普クサウ云フ機關ヲ經テ全國ニ及ぶ、ソレダケノコトニ依ツテ今日ノ金融カタ、事實ニ依ツテ争フコトニ致シマセウ、ソレダケノコトニ依ツテ今日ノ金融梗塞ヲ綺麗ニ一掃スルコトガ出來ルト思ハレマスカ、ソレニ依ツテ日本ノ經濟状態ガ、少クトモ金融ノ方面カラ見レバ好クナルト思ハレマスカ

○高橋國務大臣 第一日本ノ人ガドノ位ノ金ヲ持ツテ居ル御考デアリマスカ、普クサウ云フ機關ヲ經テ全國ニ及ぶ、ソレダケノコトニ依ツテ今日ノ金融カタ、事實ニ依ツテ争フコトニ致シマセウ、ソレダケノコトニ依ツテ今日ノ金融梗塞ヲ綺麗ニ一掃スルコトガ出來ルト思ハレマスカ、ソレニ依ツテ日本ノ經濟状態ガ、少クトモ金融ノ方面カラ見レバ好クナルト思ハレマスカ

○高橋國務大臣 私共ハ昨年末カラ今年ニ於テハ各銀行ノ整理ト云フコトヲ考ヘテ置カナケレバナラナイ、イツマデモ不整理ノ儘デ銀行ヲ生カシテ置クト云フコトハイカナイ、即チ生カシテ置クタカ、事實ニ依ツテ争フコトニ致シマセウ、ソレダケノコトニ依ツテ今日ノ金融梗塞ヲ綺麗ニ一掃スルコトガ出來ルト思ハレマスカ、ソレニ依ツテ日本ノ經濟状態ガ、少クトモ金融ノ方面カラ見レバ好クナルト思ハレマスカ

○高橋國務大臣 大藏省ト雖モハッキリト其數字ハ分リマセヌ、唯實際ノ話トシテ聞イテ居ル所デハ、輸入ノ最モ多イ棉花、羊毛ト云フヤウナモノハ、税關ノ表ニ於テハ輸入超過デアリマスガ、既ニ前ニ日本カラ逃ゲテ行ッタ資金デ決済サレテ居ル、是ガ爲ニ新ニ日本カラ金ヲ持ツテ行ク必要ガナクナッタ、一旦逃ゲテ行ッタ金ハサウ云フ風ニ多ク用ヒラレテ居ル、又弗ヲ買ッタ人達ガシテ、居ルカラ、對外拂ヒノ得意ヲ持ツテ居リテ對外支拂ニ當テルト言ハレル、今日本銀行カラ金ヲ借リルノハ恥ダ、厭惡ダ、貸シテ吳レルト云フニモ拘ラズデモアリマセウガ、大キナ銀行ニナルモ出来ルト云フコトニナル、ソレダカテ來ルノデアリマス、ソレ等ニ備ヘル爲ニ買ッタモノモアル、中ニハ「スペキユーレーション」即チ今ノ中ニ弗ヲ買ッテ置ケバ、利益ニナルト言ツテ買ッタ者モ澤山アルニ違ヒナイ、併シ今度ハ逃避ヲ防止スル法律ガ出來ルト、サウ云フコトハ出來ルトナクナル、今ノトコロデドノ位アリマ

セウカ、政府ノ有ツテ居ルモノハ、支拂ノ準備ニ充テ、アルモノヲ除イタナラバ、サウ大シタ——ソレヲ持ッテ來レバ此財界ガ安定スル、金融界ガ安定スルト云フ程ノ高ハナイト思ヒマス、寧ロ是ガ政府ノ支拂其他ノ輸出入ノ爲替ノ關係カラ、十分ニ支拂ノ力ガ備ハラヌカラ、今日ハ金塊ヲ送ッテ居ルノデアリマス、是ガ若シ備ハルトナレバ、此金塊ハ送ラナクテモ宜イヤウニナル、日本ニ留マルヤウニナル、マダ其金塊スマモ日本ニ留マルコトヲ許サヌ今日ハ状態デアル、其邊ノコトヲ考ヘテ見マシタナラバ、外國ニ有ツテ居ル我國ノ金デ取戻セル金ハ、サウ大シタ高デハナカラウト思フ、先刻モ確カ申上ゲタ筈ダガ、一番多イノハ今日列國ノ銀行ヤ商賣人ナドガ、自分達ノ國カラ持ッテ來タ資本ヲ引上げテ行ッタ高ガ多イノデアリマス

問ヲ一ツ致シタイト思ヒマス、品物ノ方ハ取締ラズニ、純然タル資本ノ動きノミヲ取締ルト云フコトデゴザイマスガ、ソレデハ見越輸入モ取締レズ、假想的ナ輸入モ押ヘラレヌコトニナルノデアリマス、ソンナ様ナ事デハ一番厭ナ貿易管理ト云フコトデモシナケレバ、到底國際貸借ノ帳尻ヲ合ハセルコトガ出來ナイヤウニナリハシナイカト思フノデスガ、其點ハ如何デスカ

○高橋國務大臣 ソレハ初メカラ私モ考ヘナイデハナカッタノデス、併シ今漸

私ハ考ヘテ、今日ハ貿易管理ナドト云
フ法律ハ出サヌガ宜イト思フノデアリ
マス

私ハ間違ツテ居ルト思フ、ソレサヘ質シ
テ行クナラバ見越輸入ト云フコトモ一
一人間ハ山心ガ抜ケナイノデスカラ、
之ヲ絶對ニナクスルト云フ譯ニハ行カ
ヌト思ツテ居リマスガ、金融機關ノ人達
ガ皆其心ニナレバ抑制スルコトハ出來
ルト思ツテ居リマス

○山崎委員長 マダ残ツテ居リマスナ
ラ明日ニ願ヒマシテ、本日ハ是ニテ散
會致シマス、明日ハ午前十時ヨリ開會

致シマス

態デアル、其邊ノコトヲ考ヘテ見マシ
タナラバ、外國ニ有ッテ居ル我國ノ金デ
取戻セル金ハ、サウ大シタ高デハナカ
ラウト思フ、先刻モ確カ申上ゲタ筈ダ
ガ、一番多イノハ今日列國ノ銀行ヤ商
賣人ナドガ、自分達ノ國カラ持ッテ來
タ資本ヲ引上ゲテ行ッタ高ガ多イノデ
アリマス

ク埃及ダトカ、是カラ南米等モ開ケマセウガ、新ニ市場ヲ漁ツテ行ク貿易商人ハ、唯賣ルバカリデハ貿易ニナラヌ、向フノ物モ矢張買ッテヤラナケレバナヌ、今此處デ貿易管理ト云フヤウナ法律ヲ設ケルト、ソレガ爲ニ此貿易ニ關係シテ居ル人達ハ不安ノ念ヲ起スヤウニナル、徒ニ不安ノ念ヲ此上起サセ

ニ依テハ止ムマイト思ヒマスソレニ
付テ今日多少手心ヲシテ置ク方ガ他目
恐シク自由ノ制限ヲ爲サズニ濟ム、無
論程度ノ低イモノカラ順次ニヤッテ行
クノガ妥當ノ方法ダト思ヒマスガ、大
藏大臣ノ肚ノ中デハ相當先ヲ見越サレ
テ居ルヤウニ思フガ、其點如何デゴザ

卷之三

タクナイ、先ヅ以テ今提出シテアル法
案ニ依ツテ是ガドウ行クカ、逃避ヲ避ケ
ル、ソレガ先刻モ申シタ通リ間接ニハ
爲替ニモ及ブコトニナル、何故カト言フ
ト思惑ガ出來ナクナルカラデス、サウ
シテ既ニ所有シテ居ル者ハ之ヲ届ケサ
セルノデスカラ、人々モ外國ニ持ツテ
行ツタ方ガ自分達ノ利益ニナルカラト
言ツテ、自由ニ持ツテ行クコトモナクナツ

○高橋國務大臣　投機思惑ト云フコトハ成ベク抑制シタイト云フ考ナノデス、所デ先ヅ一般ノ爲替銀行、無論大銀行モ大抵爲替ヲ扱ツテ居リマスガ、是等ガ出ス金ハ何ニ用キラレルカト云フコトヲ質シテ出サナケレバ本當ノ銀行家デハナイ、唯、抵當ガ確カダ、擔保ガ確カダカラト言ツテ、自分ノ銀行カラ出ル金ノ使途ヲ問ハズシテ、抵當品ヤ、擔保

第五類第二號 兌換銀行券條例中改正法律案(政府提出)外三件委員會議錄

第一回 昭和七年六月六日

昭和七年六月六日印刷

昭和七年六月七日發行

衆議院事務局

印刷者 民友社印刷所